

●計画に基づく施策の効果と今後の方向性（詳細版）

小笠原諸島振興開発基本方針 (令和元年6月18日国土交通省決定)	小笠原諸島振興開発計画 (令和元年度～令和5年度)	令和元～4年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
<p>1 土地の利用に関する基本的な事項</p> <p>振興開発施策の実施に当たっては、自然環境との調和を図りつつ、また、防災上の観点も取り入れて定住環境の整備、農業経営等に必要な土地（公有水面を含む。以下同じ。）を確保することが必要である。小笠原諸島において土地は極めて貴重な資源であることから、土地の利用等に関する島別の対処方針を定める必要があり、各種振興開発施策を実施する父島・母島については、用途及び地域を明示した土地利用計画図を作成し、公示する。また、地籍調査を推進し土地の所有状況を明確にするとともに、農地情報整理台帳等の活用により土地取引を活性化させるなど、土地資源の有効活用を図る。</p>	<p><5年間の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土地の有効活用を図るため、地籍調査を推進し、土地の所有状況を明確にするとともに、不在地主の問題など土地利用全般に係る諸課題の解決に向けた調査や農地情報整理台帳等の活用を進める。【都・村】 ○ 土地利用計画に基づく適正な利用を図るため、特別賃借権の課題整理等を進める。さらに、土砂災害など自然災害への対応等も含め、地域の将来像を見据えた土地利用の規制・誘導の在り方等を検討する。【都・村】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国土調査法に基づき、地籍調査を二子・小曲地区（いずれも父島）において実施【都・村】（R1～R4） ○ 小笠原村農業委員会において、農地情報整理台帳による需給のマッチングを行い、農地流動化を推進【村】（R1～R4） ○ 特別賃借権の課題整理を行うため、権利者（父島・母島）所在確認調査を実施【都】（R4） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地籍調査については着実に実施している。【都・村】 ・ 二子・小曲地区の地籍調査進捗率（面積） H30：約10%→約80%完了【都】 ○ 土地取引件数 H30：21件→R3：30件 （土地取引規制基礎調査概況調査） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ R6年度から北袋沢地区の地籍調査に着手予定【村】 ○ 農業地域に複数の住宅が建設されている等、実態に合わせた土地利用計画図の更新を検討する。 ○ 今後宅地分譲地として整備可能な箇所を「集落地域」として整理することを検討する。 ○ 引き続き、国・村と連携して特別賃借権の課題整理等を行う。【都】
<p>2 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化その他の小笠原諸島以外の本邦の地域と小笠原諸島及び小笠原諸島内の交通通信の確保に関する基本的な事項</p>				
<p>(1) 交通の確保</p> <p>東京から南に約1,000km離れた外海に位置し、我が国南方の国境離島である小笠原諸島にとって、住民生活の利便性の向上、産業の振興等を図るためには、交通利便性の確保が重要である。</p> <p>現在唯一の定期交通手段である航路は、住民や来島者の輸送、生活物資や製品の運搬等、住民の生活の安定や産業の振興に欠かせないものであり、その安定的な運航の確保に向けた港湾施設の整備等を推進するとともに、道路等の島内交通の利便性の向上を図る。</p> <p>航空路の開設に関し、地元の意見と自然保護に十分配慮しつつ、本土の医療を受ける機会の提供等、安心して暮らせる生活環境の確保と産業の振興を図るため、世界的に貴重な自然環境への影響、費用対効果、運航採算性等の課題について調査・検討し、関係者間の円滑な合意形成を図る必要がある。国は東京都と小笠原村との連携を強化し、情報の共有に努め、技術面での助言を行うなど必要となる取組に努める。</p>	<p><5年間の取組></p> <p>(1) 港湾</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 沖港の泊地においてしゅんせつを実施する。【都】 ○ 既存施設の機能保全を図るため、維持管理を計画的に行っていく。【都】 ○ 南海トラフ地震等の発生に伴う大規模津波等の発生時においても、港湾施設の輸送機能を確保するため、岸壁や防波堤等の改良を検討していく。【都】 ○ 父島・母島の玄関口として、港湾施設利用者の利便性・快適性を高める施設整備などを進める。【都】 ○ 沖港の静穏度向上のため、沖防波堤の整備等に向けた取組を進める。【都】 ○ 国境離島としての役割を発揮するため、領土保全や海洋資源確保をはじめ、密入国・密輸・密漁の防止など我が国の安全確保のための港湾・漁港施設の活用について検討する。【都・村】 	<p>(1) 港湾</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の老朽化に対応するための岸壁改良及びははじま丸の新造船の就航に対応するための港湾整備を実施【都】（R1～R4）[小笠原諸島振興開発事業費補助金（以下、「振興開発補助金」という。）] ○ 沖港の沖防波堤の整備計画方針について検討を実施【都】（R1～R4） 	<p>(1) 港湾</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 母島の沖港の泊地について、定期船の規格に対して深さが不足している部分のしゅんせつを実施【都】 ・ しゅんせつ工事の進捗（R3年度末：23,000m³のうち14,260m³） ・ 港湾利用状況 入港船舶数 H30：2,776隻→R3：2,285隻（うちははじま丸：H30：260隻→R3：258隻） ・ ははじま丸の就航率 H30：98.9% →R3：96.6% （管内概要） ○ 「おがさわら丸」が接岸する父島の二見港の岸壁（-7.5m）について、老朽化対策に係る改良を実施（令和5年度完了見込み）【都】 ・ 港湾利用状況 入港船舶数 H30：9,776隻→R3：8,424隻（うちおがさわら丸：H30：61隻→R3：62隻） （管内概要） ・ おがさわら丸来島者数 H30：30,417人→R2：15,047人 （小笠原諸島世界自然遺産に関する基礎資料集） ・ 岸壁工事の進捗（R3年度末：全長200mのうち97m） 	<p>(1) 港湾</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 父島二見港は、南海トラフ地震等の発生に伴う大規模津波等の発生時においても、港湾施設の輸送機能を確保するため、緊急輸送用岸壁の整備に着手する。【都】 ○ 父島二見港の船客待合所は、老朽化や狭隘化の対応のため、建替えを検討する。【都】 ○ 母島沖港は、引き続き、定期船の就航に対応するため、泊地整備を実施する。【都】 ○ 母島沖港は、静穏度向上に向けた取組を実施する。【都】

小笠原諸島振興開発基本方針 (令和元年6月18日国土交通省決定)	小笠原諸島振興開発計画 (令和元年度～令和5年度)	令和元～4年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
	<p>(2) 航路・航空路</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小笠原諸島における航路の改善を図るため、おがさわら丸のドック期間中の代替船の確保及びゆり丸の老朽化対策に向けた支援を検討する。なお、これらの取組に当たっては、関係各機関と協議を図りながら進捗管理を行う。【都・村】 ○ 航空路の開設については、洲崎地区における飛行場建設に関して、基本構造や工法の実現性を確認するための調査を行っていくほか、関係者間の円滑な合意形成を図るため、P I※の実施に向けた調査等を引き続き実施する。調査に当たっては、世界的に貴重な自然環境への影響をはじめ、様々な課題があることから、関係者と議論を深め、実現可能な航空路案が取りまとめられるよう、引き続き課題の整理、検討を進めていく。【都・村】 <p>※P I (パブリック・インボルブメント:Public Involvement) とは政策の立案段階や公共事業の構想・計画段階から、住民が意見を表明できる場を設け、そこでの議論を政策や事業計画に反映させる手法のこと。</p> <p>(3) 道路・島内交通</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も集落内及び集落間を結ぶ道路の幅員狭小・線形不良区間の改良を進めることで、道路利用者の安全性、快適性、観光地へのアクセス性の向上を図るとともに、災害時の安全性を確保する。【都】 ○ 災害に伴う人的・物的被害や通行止めによる経済的損失、日常生活に影響を及ぼす道路斜面からの落石や崩落等を未然に防止し、道路の安全性を高める。【都】 ○ 津波等被災時における集落の分断を防止するため、父島における避難道路の早期整備に向け、引き続き島内の合意形成を図りながら、整備を進めていく。【都・村】 ○ 引き続き、老朽化した村道の橋りょうやトンネル等について定期点検を行うとともに、長寿命化計画等に基づく保全により、ライフサイクルコストの縮減を図り、計画的・効果的な維持管理を行う。【村】 ○ 自然環境への影響が大きいと予測さ 	<p>(2) 航路・航空路</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ おがさわら丸のドック期間中の代替船として新さるびあ丸(東海汽船株式会社)が、ははじま丸のドック期間中の代替船としてくろしお丸が小笠原航路に就航できるよう建造費の一部補助を実施【国・都・村】(R1～R3) ○ 定期船の運航スケジュールや快適性・利便性向上に係る事項について運航事業者と協議を実施【村】(R1～R4) ○ 航空路については、引き続きPI※の実施に向けた調査等を実施【都】(R1～R4) <p>※PI (パブリック・インボルブメント:Public Involvement) 政策の立案段階や公共事業の構想・計画段階から、住民が意見を表明できる場を設け、そこでの議論を政策や事業計画に反映させる手法のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都において、飛行場の基本構造や工法等の検討を進めるために必要な地質・地形や気象・海象などの調査、小笠原において運用可能な航空機に関する調査を実施し、その内容について関係者間で情報を共有【国・都・村】(R1～R4) <p>(3) 道路・島内交通</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路の安心・安全の確保や快適性向上のため、道路災害防除及び拡幅整備を実施【都】(R1～R4) [振興開発補助金] <p><道路災害防除> 父島(吹上谷、小曲)、母島(蝙蝠谷、西浦)</p> <p><拡幅整備> 母島(猪熊谷): 拡幅整備 L=300m</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 津波等被災時における集落の分断を防止することを目的とした都道父島循環線(行文線)(防災道路)のルートと基本構造を決定。令和3年7月に住民説明会を実施【都】(R1～R4) ○ 防災道路の早期事業着手に向け、予備設計、地質調査、環境調査、道路詳細設計を実施【都】(R1～R4) ○ 沖港北港線-北進線(猪熊谷・母島)において、自然環境の保全を図りつつ事業を進めるため、環境調査や専門家会議を実施【都】(R1～R4) ○ 道路の安心・安全の確保のため、村道の補修工事等を実施【村】(R1～R4) [振興開発補助金] <p><舗装補修></p>	<p>(2) 航路・航空路</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小笠原航路の代替船として以下の客船が就航 <ul style="list-style-type: none"> ・さるびあ丸(東海汽船株式会社): 令和3年5月に就航【国・都・村】 ・くろしお丸(伊豆諸島開発株式会社): 令和4年1月に就航【国・都】 ○ おがさわら丸のドック期間中の代替船として新さるびあ丸が就航したことにより、本土との交通が20日程度遮断され、人の往来のほか、生鮮食品や出荷物の輸送がなかった状況が解消された。 ○ 航空路開設に向けた航空路協議会などにおいて、各種調査の進捗状況や航空機の開発状況等について情報共有を図った。 <p>(3) 道路・島内交通</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路災害防除により、異常気象時における災害に対する安心及び拡幅整備により走行時の安全の確保や快適性向上が図られた。【都】 ○ 都道父島循環線(行文線)(防災道路)整備について地元の合意形成を図った。【都】 ○ 舗装補修工事により村道の走行時の安全を確保した。【村】 ○ 村道の橋梁、トンネルの定期点検結果をもとに措置が必要な判定区分Ⅲについては定期点検後5年以内の工事着手に向けて対応済み【村】 ○ 村営バス利用者数 H30:39,581人→R3:27,350人 (小笠原諸島世界自然遺産に関する基礎資料集) 	<p>(2) 航路・航空路</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、航路の安定的な運航確保のための取組みを実施【都】 ○ 引き続き航空路の開設に向けて具体的に検討【都】 <p>(3) 道路・島内交通</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害防除は、土砂崩落、落石防止対策等を実施し、都道通行の安全性を向上させることで、島民等の安全を確保していく。【都】 ・ 都道父島循環線(行文線)(防災道路)は、仮橋仮設工事、橋梁工事、トンネル工事、鋼製栈橋の工事を実施予定(R6～R10) ・ 沖港北港線-北進線(猪熊谷・母島)において、自然環境の保全を図りつつ事業を進めるため、環境調査や専門家会議を実施予定(R6～R10) ○ 村道の長寿命化を図るため、判定区分ⅡもしくはⅢと判定された橋梁等について状況に応じて対策を進めていく。【村】 ○ 村営バスについては、引き続き、運行形態の見直しや住民、特に高齢者及び観光客の利便性の向上を図るとともに、収支の改善に努める。母島の有償運送については、引き続き、利用者ニーズに応じた安定的な運行について検討する。【村】

小笠原諸島振興開発基本方針 (令和元年6月18日国土交通省決定)	小笠原諸島振興開発計画 (令和元年度～令和5年度)	令和元～4年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
	<p>れる事業については、専門家の意見を踏まえ、適切な対策・調査を実施する。【都】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 母島の沖村地域線において、沖村九号線を新設整備することで、歩行者及び緊急車両の通行の安全性を確保する。【村】 ○ 引き続き、父島中心部の村道について、排水性を向上させた改良整備と併せて、都道との景観の統一性を確保するためのインターロッキング等による舗装の再整備を行い、自然環境と調和した景観の形成を図る。【村】 ○ 村営バスについては、引き続き、運行形態の見直しや住民及び観光客の利便性の向上を図るとともに、収支の改善に努める。母島の有償運送については、引き続き、利用者ニーズに応じた安定的な運行について検討する。【村】 	<ul style="list-style-type: none"> ・父島東町3、5号線、西町2号線の排水性舗装(247.1m)(R1) ・父島東町3、5号線、西町2号線の排水性舗装(150m)(R2) ・沖村9号線のコンクリート舗装(266㎡)(R1) ・父島東町5号線の排水性舗装(99.2m)(R3) ・父島東町1号線、西町1号線の排水性舗装(118.3m)(R4) <p><橋梁補修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・村道の橋梁定期点検(R1) ・判定区分Ⅲ(早期措置段階)の4橋について補修設計(R3) <p><トンネル補修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・判定区分Ⅲ(早期措置段階)のトンネルについて補修設計(R1) ・判定区分Ⅲ(早期措置段階)の父島清瀬トンネルを補修(R2) ・判定区分Ⅲ(早期措置段階)の橋梁について補修設計(R3) <p><新設道路></p> <ul style="list-style-type: none"> ・奥村3号線の新設整備(80m)(R4) 		
(2) 情報通信の確保				
<p>高度情報通信ネットワークは、小笠原諸島の地理的制約を克服する上で有効な手段であり、医療や教育への活用のほか、観光情報のPRや特産品の販路拡大等、同諸島の魅力を広く知らしめることを可能とするものである。そのため、情報通信基盤を活用して、海外も視野に入れた積極的かつ適切な情報発信による産業の振興や医療等における住民サービスの質的向上に取り組む。</p>	<p><5年間の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な運用保守や計画的な機器更新等を行い、引き続き、安定した通信サービスの提供を継続していく。【都】 ○ 5Gなど情報通信技術の進展を踏まえ、住民生活の利便性向上のため、教育、文化、気象等の様々な分野において情報通信環境の有効活用について検討を進める。【都・村】 ○ 情報通信環境の安定性と快適性維持のため、民間企業による島内インターネット接続サービス提供に向けて検討を進める。【村】 ○ 情報通信環境の安定性と快適性維持のため、テレビ放送設備の再整備について検討する。【都・村】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 島内のインターネット接続サービスは、平成19年から小笠原村が提供してきたが、令和3年1月以降、NTT東日本によるフレッツ光サービスの提供に順次移行し、全て移行が完了した(小笠原村のインターネット接続サービスは、令和3年3月末日に廃止)。【村】 ○ 海底光ファイバーケーブルによる安定した通信サービス提供のため、定期点検実施結果に伴う補修工事や故障対応を実施【都】(R1、R3) ○ 海底光ファイバーケーブルにおける情報基盤システムの安定した稼働を確保するため、現行の海底監視装置を中心とした汎用機器等の更改を実施【都】(R2) ○ 小笠原における5G化の取組を促進するため、都が保有する情報通信基盤を5G対応可能な環境へ更新【都】(R4) ○ 伊豆・小笠原諸島を往来する利用者の利便性向上を図るため、島しょ船舶・航空機の時刻や運航状況等の交通情報を一元的に提供するWebサイト及びスマートフォンアプリ「東京宝島うみそら便」を公開【都】(R3) ○ 整備から10年が経過した小笠原テレビジョン放送受信設備について、更新工事を実施【都】(R4) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海底光ファイバーケーブルによる安定した通信サービスを提供【都】 ・運用報告(年4回) ・定期点検(年2回) ○ Webサイト及びスマートフォンアプリ「東京宝島うみそら便」により船舶の時刻や運航状況等の交通情報を提供【都】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も利用者の意見等を踏まえながら改修を行い、さらなる利便性向上を目指す【都】

小笠原諸島振興開発基本方針 (令和元年6月18日国土交通省決定)	小笠原諸島振興開発計画 (令和元年度～令和5年度)	令和元～4年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
(3) 人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化				
<p>地域の住民生活の安定にも資する、物資輸送に関する船舶運賃や流通コストの軽減について、引き続き必要な措置を講ずるよう努める。このほか、人の往来及び物資の流通等に要する費用の低廉化に資するための施策の充実について検討を行う。</p>	<p><5年間の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人や物資の移動に利用される航路は生活に不可欠なインフラであるとともに、産業を支える根幹であることから、安全かつ安定的な輸送の確保に努め、人の往来等に係る利便性の向上に努める。【都・村】 ○ 定期航路の旅客運賃及び産業の振興を支える貨物運賃については、住民生活の安定や観光産業の活性化に波及するため、運賃の低廉化に向け、運航事業者等への支援策の導入について関係機関と調整していく。【都・村】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 島内の生活物資の物価安定のため、本土からの海上輸送費の支援を実施（生活物資輸送費補助）【都】(R1～R4) ○ 島民の生活安定及び定住促進のため、農水産物の本土への輸送費の支援を実施〔生産物貨物運賃補助〕【都】(R1～R4) ○ 新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴う島内生産者への影響を軽減するため、本土と父島間の輸送に係る補助率の時的引き上げを実施【都】(R2～R4)〔生産物貨物運賃補助〕 ○ 離島航路運営費等補助金による父島～母島間の航路収支の改善、離島住民運賃割引補助による利用者の負担軽減を実施（地域公共交通確保維持改善事業）【国・都】(R1) ○ 離島航路運営費等補助金により、本土～父島間及び父島～母島間航路収支の改善を実施（地域公共交通確保維持改善事業）【国・都】(R2～R4) ○ 他地域における運賃低廉化の制度等について情報収集を実施【村】(R1～R4) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本土からの海上輸送費支援を実施し、島内生産物資の物価安定に寄与【都】 ○ 農水産物等の本土への輸送費支援を実施し、島民の生活安定及び定住促進に寄与【都】 ・漁獲金額の推移 H30: 830,405千円 →R3: 652,429千円 (管内概要) ○ 離島航路運営費等補助金により、本土～父島間及び父島～母島間の航路収支の改善や利用者の負担軽減に寄与【国・都】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き海上輸送費支援を着実に実施し、島内生産物資の物価安定を図る【都】 ○ 引き続き、農水産物等の本土への輸送費支援を実施し、島民の生活安定及び定住促進を図る【都】 ○ 新型コロナウイルス感染症の影響や原油価格高騰に伴う島内生産者への影響を軽減するため、本土と父島間の輸送に係る補助率の時的引き上げを延長【都】(R5)〔生産物貨物運賃補助〕 ○ 小笠原諸島における生産物等の輸送実態調査を実施【都】(R5)
3 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する基本的な事項				
<p>産業の振興については、小笠原諸島の地域資源と創意工夫を生かし、観光業等と連携しつつ、農林水産業、商工業等産業全体の活性化を図る。</p> <p>特に、農業については、特殊病害虫対策を行うとともに、狭隘な農地での効率的な生産等に配慮しつつ生産基盤の整備と、積極的な利活用を行い、温暖な亜熱帯性の気候を生かした農作物の安定供給やブランド化を図る。漁業については、漁獲物の本土への迅速な搬送が重要であることから、流通や販売に関する分析を的確に行った上で、販路・流通の改善や技術開発、戦略的な高付加価値化、漁港や共同利用施設等の整備等を行う。</p>	<p><5年間の取組></p> <p>(1) 農業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農地の所有者と利用者の仲介を促進するため、農地情報整理台帳や農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく利用権設定等促進事業等を積極的に活用し、農地の流動化や遊休農地の活用を図り、農地の確保を推進する。【村】 ○ 農地造成やかんがい施設等、農業基盤の整備を進めるとともに、耐風強化型ハウスや集出荷施設等の整備を検討し、農業の振興に努める。また、かん水方法の在り方の見直しを関係機関と協議する。【都・村】 ○ 病害虫の防除、ノヤギなどによる農業被害対策等を講じるとともに、土壌改良及び地力の維持増進を図る。【都・村】 ○ 試験研究及び農業技術の改善・普及に努め、基幹作物の高品質化・高付加価値化・ブランド化の支援、実践に即した技術指導などを行い、生産性の向上及び農業経営の安定化を図るとともに、新規就 	<p>(1) 農業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農用地等の利用権設定等を促進【村】(R1～R4) ・新規4件、更新4件、延べ31件 (R1) ・新規3件、更新3件、延べ35件 (R2) ・新規4件、更新4件、延べ31件 (R3) ・新規5件、更新3件、延べ35件 (R4) ○ 小笠原村農業委員会において、農地情報整理台帳による需給のマッチングを行い、農地流動化を推進【村】(R1～R4) (再掲) ○ 農業用水の安定供給と漏水対策や安全対策を計画的に進めるため、かんがい施設整備を実施【都】(R1～R4)〔振興開発補助金〕 ・父島水槽交換工事2基 母島水槽交換工事3基 (R1) ・父島水槽交換工事1基 母島水槽交換工事3基 (R2) ・父島水槽交換工事1基 母島水槽交換工事1基 (R3) ・母島の農業用水漏水対策として玉川水系貯水施設の整備を実施 (R4) ○ 都との協定に基づき、村内の農道を順次、 	<p>(1) 農業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業経営の強化・規模拡大を目指す農業者に対して、農業経営の安定等を図った。【村】 ・農業就業者数 H27: 87人 R2: 111人 (管内概要、国勢調査) ・農業施設 亜熱帯農業センター (温室・鉄骨ハウス) 8棟 (ビニールハウス等) 12棟 営農研修所 (温室・鉄骨ハウス) 1棟 (ビニールハウス等) 4棟 (管内概要) ○ アフリカマイマイの防除やノヤギの駆除を実施し、農業被害を抑制【都・村】 ・農業生産額 H30: 136,143千円→R2: 128,780千円 (管内概要) ○ 島内の新規就農者などに対して、栽培技術水準の向上に寄与した。【都】 ・パッションフルーツ・トマト類の生産増 	<p>(1) 農業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き遊休農地情報の収集に努め、また農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業を活用する等、農地の有効活用を図る。【村】 ○ 農業用水の安定供給と漏水対策や安全対策を計画的に進めるため、かんがい施設整備を実施【都】 ・母島の農業用水漏水対策として玉川水系貯水施設の整備を実施 (R5) ○ 東京都との協定に基づき村内の農道を順次、移管を受け自主管理を行う。【村】 ○ アフリカマイマイの生息状況を確認しながら、防除を継続して実施【都】 ○ ノヤギの駆除頭数は昨年度増加に転じたが、農作物被害はほとんどない状況が継続している。引き続き根絶を目指す都のノヤギ駆除事業と連携しながら農業被害対策を講じる。【村】 ○ 需要や出荷形態の変化に応じた小笠原特産果樹（パッションフルーツや

小笠原諸島振興開発基本方針 (令和元年6月18日国土交通省決定)	小笠原諸島振興開発計画 (令和元年度～令和5年度)	令和元～4年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
	<p>農者に対する自立支援等を行う。【都・村】</p> <p>(2) 水産業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 漁港内の静穏度を確保し漁船等の安全な停泊場を確保するとともに、漁港施設の機能強化や改修整備に取り組む。【都】 ○ 漁港施設の機能保全のため計画的な維持管理を進めるとともに、漁港の適切な管理運営を行う。【都】 ○ 試験研究や漁業資源の調査等を行うとともに、漁業技術の改善・普及に努め、生産性の向上及び持続可能な漁業経営の安定化を目指し、水産業の振興に努める。【都】 ○ 水産物の安定供給に向けて、新たな販路の拡大や島内流通の充実を推進する。【村】 	<p>移管を受け自主管理を実施【村】(R1～R4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業被害を抑制するため、アフリカマイマイの防除やノヤギの駆除を実施【都・村】(R1～R4) [振興開発補助金] ○ 亜熱帯農業センター(父島)での取組【都】 <ul style="list-style-type: none"> ・パッションフルーツ高温障害防止対策試験や初期収量増大・作業労力の軽減を目指したマンゴーのボックス栽培試験、施設栽培におけるレモンの生育特性評価や貯蔵法の検討を実施。リーフレット等を作成し、生産者へ研究成果の還元や技術指導を実施(R1～R4) ○ 農業経営の強化・規模拡大を目指す農業者に対して中ノ平自立支援農業団地(露地ほ場、鉄骨ハウス)、蝙蝠谷農業団地(耐風強化型ハウス)を、有償で提供【村】(R1～R4) ○ 農業者の農地の確保及び規模拡大の観点から、平成30年度より、蝙蝠谷農業団地の活用を硫黄島旧島民のほか一般農業者にも対象を広げ、就農を支援【都・村】(R1～R4) ○ 営農研修所(母島)での取組【都】 <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営に関する研修、巡回指導、特産作物の実証展示を実施(R1～R4) ・マンゴーの剪定や接木などの技術指導を実施(R1) ・マンゴーやカンキツ類の接ぎ木や取り木などの技術指導を実施(R2～R4) ・トマトの品種比較試験や障害果発生抑制試験、パッションフルーツの病虫害低減試験を実施(R3～R4) ○ 意欲が高く就農間もない農業者に対して資金を交付(年間最大150万円)[経営開始資金等]【国・都・村】(R1～R4) <p>(2) 水産業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 漁船の安全な避難と円滑な漁業活動を確保するとともに、直背後に位置する漁港施設の津波による被害を軽減するため、二見漁港に防波堤を新設【都】(R1～R2) [振興開発補助金] <ul style="list-style-type: none"> ・全70mのうち15m施工(R1) ・全70mのうち2m施工(R2)全延長完成 ○ 漁船が安全に停泊できる水域を確保するため、二見漁港における突堤整備について設計を実施【都】(R3～R4) ○ 調査指導船「興洋・みやこ」による海況の把握や試験操業、無線局の維持等により、漁業生産性の向上や操業の安全を通して水産業を振興【都】(R1～R4) ○ 離島漁業再生支援交付金(離島の漁業集 	<p>パッションフルーツ H30:37t → R2:38t トマト・ミニトマト H30:21t → R2:21t (管内概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 熱帯果樹の栽培比較試験を実施し、精度の高い試験成績を生産現場に還元した。【都】 <p>果樹収穫量 H30:73,488kg→R2:62,754kg (管内概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・果樹生産額 H30:85,310千円→R2:76,459千円 (管内概要) ・耕地面積 H30:35ha→R3:31ha (耕地及び作付面積統計) <p>(2) 水産業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小笠原島漁業協同組合の設立以降、港湾とともに重点的に漁業の基盤となる漁港の整備を進め、第4種漁港として地元漁業者の生活安定に大きく寄与。また、他県船の避難・休憩・前線基地や遊漁船などの観光産業の拠点としても利用され、産業振興に寄与した。【都】 ・事業総利益 小笠原島漁業協同組合 H30:126,907千円→R3:126,919千円 小笠原母島漁業協同組合 H30:60,249千円→R3:54,921千円 (管内概要) ○ 調査指導船「興洋・みやこ」による海況の把握や各種調査、試験操業等を実施すると 	<p>レモン等のカンキツ類、マンゴー等の栽培技術の開発、品種改良及び普及・栽培指導を行い、安定的な生産や農業経営の向上を図る。【都】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業者の入所希望状況に応じて中ノ平自立支援農業団地入所者の入れ替わりを検討すると同時に、東京都と連携し蝙蝠谷農業団地の受入環境整備を進める。【村】 ○ 新規就農者の確保・育成を図るため、経営開始資金をはじめとする新規就農者支援の充実を図る。【国・都・村】 ○ 農業協同組合に関連する事業として、流通の拠点となる集出荷施設(母島)については、老朽化が著しいことから再整備する。また、島外からの新規就農者の定着を促進するため、新規就農者・援農者住宅(母島)を整備する。【都】 <p>(2) 水産業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 漁船が安全に停泊できる水域を確保するため、二見漁港に突堤の新設工事を実施【都】 ○ 漁業調査指導船「興洋」は建造から15年が経過している。不具合箇所等の整備を進めながら、安定した運行を実現し、運行日数を確保する。無線局についても不具合箇所を修繕しながら、安定した無線通信業務を維持する。【都】 ○ 振興事業で整備した共同利用施設(漁業基盤施設)は老朽化が進行しており、更新が必要となっている。【都】 ○ 小笠原産の水産物の生産・販売促進並びに小笠原ブランドの確立を目指

小笠原諸島振興開発基本方針 (令和元年6月18日国土交通省決定)	小笠原諸島振興開発計画 (令和元年度～令和5年度)	令和元～4年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 後継者の確保・育成を支援し、漁業従事者の確保を図る方策の検討を行う。【都】 <p>(3) 商工業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 商工会の経営指導体制やサービスレベル向上のための講習会の実施を支援し、地域で一体となった効果的なサービス提供や商店間の連携強化を図る。【村】 ○ 第一次産業との連携を強化し、地元の農産物及び水産物を活用した高品位の加工品の開発や島内流通の円滑化を進め、小笠原ブランドとしての定着・普及を図る。【村】 ○ 今後も継続して経営改善普及事業を実施して、小規模事業者の経営安定に向けた取組が行えるよう地域の特性・ニーズを的確に捉え、商工会の取組を支援していく。【都】 <p>(4) 先端技術の導入及び生産性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ミカンコミバエについては、継続的な再侵入警戒調査の実施及び万が一侵入が確認された際の各機関との連携により、定着と被害を防止する。また、アフリカマイマイや新たな病害虫については、防除と在来陸産貝類の保護とを両立させるための試験研究、発生実態調査を通じた防除技術の検討等を行い、引き続き農業生産の安定化を図る。【都】 ○ 生産者の意向を踏まえ、収穫期間の前進化及び延長による高付加価値化、作業労力の軽減、栽培経費の低減を図るな 	<p>落が行う離島漁業再生に係る漁場の生産力の向上等)【国】(R2～R6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 島外からの漁業就業者の受入れに必要な漁船船員厚生施設の整備に向けた実施設計と整備を実施【都】(R2～R3) [振興開発補助金] ○ 水産センターでの取組【都】 [振興開発補助金] <ul style="list-style-type: none"> ・無線局無線設備更新工事を実施し、無線局の無線送受信機及び直流電源装置から成る無線設備の更新を実施 (R2) ・無線局鉄塔と無線局空中線用コンクリート柱の改修工事を実施 (R3) ○ 新型コロナウイルス感染拡大を受け、感染リスクの高かった母島の水産業の共同利用施設(漁船船員厚生施設)について3密対策を実施【都】(R3) <p>(3) 商工業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 商工会が実施する小規模事業者の経営安定化を目的とした経営改善普及事業に対し、補助金による支援を行い、商工会の育成及び経営指導力の向上を推進【都】(R1～R3) ○ 商工会が実施する講演会や相談会等を支援【村】(R1～R3) ○ 東京、神奈川の百貨店等での物産展開催(6月、7月)【村】(R1) ○ 商工会による小笠原ブランド登録商品の第2回審査会開催を支援【村】(R1) ○ 商工会開催による群馬県内の百貨店での物産展を支援【村】(R2～R4) ○ 新型コロナウイルス感染症の影響による商工業者への経営相談等を支援【村】(R2～R4) <p>(4) 先端技術の導入及び生産性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ミカンコミバエの再侵入警戒調査を実施し、侵入がないことを確認するとともに、アフリカマイマイ等病害虫防除対策について試験研究を実施【都】(R1～R4) [振興開発補助金] <p><トラップ調査> 60カ所 (R1) 52カ所 (R2) 52カ所 (R3) 42カ所 (R4)</p> <p><果実分解調査> 約2,400個 (R1)</p>	<p>もに、漁業指導用無線局については気象情報の放送や安全通信、遭難信号の聴守を行い小笠原の水産業振興、管内漁船の安全操業に寄与した。【都】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水産センター(父島)による各種調査や試験研究成果の普及・指導の充実により、漁業生産活動の進展【都】 <ul style="list-style-type: none"> ・漁獲金額 H30: 830,405千円→R3: 652,429千円 (管内概要) ○ 母島の水産業の共同利用施設において感染リスクを回避させるとともに、漁業就業希望者の安全・安心を確保し、漁業後継者としての定着を図った。【都】 <ul style="list-style-type: none"> ・登録漁船 H30: 62隻→R3: 63隻 ・遊漁船業者登録数 H30: 41件→R3: 42件 (管内概要) ・漁業人口 父島 H30:114人→R3:110人 母島 H30: 62人→R3: 62人 (小笠原諸島振興開発事業の成果) <p>(3) 商工業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 商工会の育成及び経営指導力の向上を推進【都】 ○ 商店間の連携強化等を図った。【村】 ○ 特産品のブランド化を促進するために他産業と連携した。【村】 <p>(4) 先端技術の導入及び生産性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ミカンコミバエの再侵入警戒調査を実施し、侵入がないことを確認するとともに、アフリカマイマイ等病害虫防除対策について試験研究を実施【都】 ○ 移動禁止対象の病害虫であるアフリカマイマイや物流の活性化に伴って新たな侵入病害虫の発生が頻発しているため、防除や有効な侵入防止策を検討している。【都】 	<p>し、作業等の効率化を推進するとともに先進的な取組等に対し支援を行っていく。【村】</p> <p>(3) 商工業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 商工業者のニーズに対応する講演会、相談会等について、必要に応じた支援を検討する。【村】 ○ 新型コロナの影響に対する商工業者への支援と強化への取り組みを必要に応じ検討していく。【村】 <p>(4) 先端技術の導入及び生産性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ミカンコミバエ等再侵入警戒調査とアフリカマイマイ等病害虫防除対策を継続して実施【都】 ○ 病害虫防除対策として迅速な診断が可能な遺伝子診断技術を導入する。【都】 ○ 老朽化した電気室や果実加工舎については、解体工事を行い、圃場管理棟改築に向けて再整備していく。【都】(R5～R6) ○ 引き続き、農業経営及び技術の研修・指導、農業技術の研究開発等を実

小笠原諸島振興開発基本方針 (令和元年6月18日国土交通省決定)	小笠原諸島振興開発計画 (令和元年度～令和5年度)	令和元～4年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
	<p>ど、生産者に直接的に寄与するための試験研究に重点的に取り組む。また、マンゴー、レモン等との周年を通じた複合経営を推進する。【都】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ハタ類の種苗生産技術の開発・改良、効率的で有効な標識放流技術の開発等、定着性魚介類の生態調査等を充実させ、資源の変動兆候や指標の把握を進めるとともに、それらに必要となる知見の集積を進める。漁船漁業については、水深500m以上の深海漁場や新たな漁場を探索し、未利用資源や漁場の開発による漁船漁業の多様化、メカジキの回遊経路や餌料環境等を調査・解析し、漁業者に情報発信をしていく。【都】 ○ 農業協同組合に関連する事業として、農産物の生産・流通体制の強化等を目指すため、耐風強化型ハウスや流通の拠点となる集出荷施設、高付加価値化に向けた加工機器等、農業関連施設等の整備・増設を検討する。【都】 ○ 新規就農希望者に対し、過年度に農地造成した遊休農地を有効活用するとともに、農地の流動化をより推進するため、都と村において協議を進める。また、農道については、既存農道の改修工事だけでなく農道台帳の整備や権原の整理を進め、都から村への農道移管を計画的に実施する。さらに、かんがい施設については、漏水対策や施設更新とともに、かん水方法の在り方の見直しを関係機関と協議する。【都・村】 <p>(5) 他産業との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水産センターでは、魚類等を継続的に飼育していくために、老朽化した海水設備、電気設備等を整備する。また、研究成果に基づいた展示機能等の充実を図り、小笠原諸島特有の水産、海洋生物に関する唯一の研究施設、更には観光・学習施設としての役割を維持していく。【都】 ○ 亜熱帯農業センターでは、施設の再整備により、今後も観光業と連携を進めるとともに、世界自然遺産登録地であることや、自然と共生する未来の小笠原の農業について、より多くの人々に知ってもらうよう、教育の場としての活用を図っていく。【都】 	<p>約5,700個 (R2) 約5,300個 (R3) 約5,200個 (R4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アフリカマイマイや世界自然遺産登録地に適した侵入病害虫等管理技術開発を目的に施設整備された亜熱帯農業センター病害虫実験棟について老朽化に対応するために仮設実験室を整備するとともに、令和元年度には解体、令和2年度には改築を実施【都】(R1～R2) [振興開発補助金] ○ 老朽化した電気室や果実加工舎の整備を目的に、圃場管理棟改築に向けた実施設計を実施 (R4) [振興開発補助金] ○ 老朽化した管理棟を改築した。【都】(R1) [振興開発補助金] ○ 試験研究や実証展示等に必要なる育苗棟の実施設計、施工準備を実施【都】(R2～R3) [振興開発補助金] ○ 蝙蝠谷農業団地において、耐風強化型ハウスを整備【都】(R1) [振興開発補助金] ○ 農業用水の安定供給と漏水対策や安全対策を計画的に進めるため、かんがい施設整備を実施【都】(R1～R4) [振興開発補助金] (再掲) <p>(5) 他産業との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水産センターでの取組【都】 <ul style="list-style-type: none"> ・飼育観察棟で島民及び観光客向けに水槽の展示を行い、高校生の実習・見学等を受入 (R1～R4) ・飼育観察棟で島内外の小中高校生も含め実習・見学等を受入 (R1～R4) ○ 亜熱帯農業センターでの取組【都】 <ul style="list-style-type: none"> ・小笠原の固有植物や熱帯果樹の展示スペースの維持・管理に努め、パイナップル等の新たな品目を随時追加していった。また、島内陸域ガイドによるツアー利用や島内保育園の野外活動への協力等も行った。さらに、特産熱帯果樹や試験成果についての紹介パネルを年度ごとに作成・更新して、展示温室に展示した。(R1～R4) ○ 営農研修所では、島内外の小中高校生の実習・見学等を受入【都】(R3～R4) 	<p>(5) 他産業との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水産センターでは、調査・試験の研究成果を展示する施設として一部を一般公開しており、小笠原諸島の漁業、海洋生物の理解を深めることができる観光拠点としても活用している。【都】 <ul style="list-style-type: none"> ・水産センター来場者数 H30: 3,654人→R3: 873人 ○ 亜熱帯農業センターでは、小笠原の固有植物や熱帯果樹の展示スペースの維持・管理に努め、島内陸域ガイドによるツアー利用や島内保育園の野外活動へ協力し、小笠原の自然、農業について学ぶ場を提供した。また、オガサワラオオコウモリのナイトツアーなど、観光資源としても重要な役割を果たしている。【都】 <ul style="list-style-type: none"> ・観光客満足度 ナイトツアー H30: 2.23→R2: 2.16 	<p>施していく。【都】</p> <p>(5) 他産業との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経年劣化が激しい飼育観察棟を中心に、安全性の確保、施設の長寿命化、展示施設の充実などを目的に関連施設と合わせて改修工事を実施する。【都】(実施設計(R5)、工事(R6～7)) ○ 今後も継続して、小笠原の固有植物や熱帯果樹の展示スペースの維持・管理に努めるとともに、島内陸域ガイドによるツアー利用や島内保育園の野外活動への協力等も行う。【都】 ○ 引き続き、農業経営及び技術の研修・指導等を実施していく。【都】(再掲) ○ 引き続き、営農研修所などの見学等を進める。【都】

小笠原諸島振興開発基本方針 (令和元年6月18日国土交通省決定)	小笠原諸島振興開発計画 (令和元年度～令和5年度)	令和元～4年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
			<p>(小笠原諸島世界自然遺産に関する基礎資料集)</p> <p>・ガイドツアーによる施設利用(固有植物展示エリアほか)</p> <p>H30:23業者→R3:21業者</p>	
4 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項				
<p>小笠原諸島への定住促進を図る点からも同諸島へのU・Iターンの受入環境の整備が重要であり、その中でも地域における雇用機会の拡充、職業能力の開発を通じた就業の促進は重要な課題の一つである。このため、営農研修施設等を活用した農業技術指導等により、新規就農者に対する自立支援を行うほか、船員厚生施設を活用して新規漁業就労者の確保・育成に取り組む等の施策を進める。</p>	<p><5年間の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定住促進を図る観点から小笠原諸島へのUターン・Iターンの受入れを促進するため、地域資源を生かした農業・漁業や観光の振興を図り、雇用機会の拡充を図る。【村】 ○ 農業経営の安定化を図るための生産基盤を整備するとともに、営農研修施設を活用した農業技術指導等を行い、新規就農者の確保及び自立支援を推進する。【都】 ○ 安定的な漁業生産活動を維持するための生産基盤を整備するとともに、漁船船員厚生施設の活用等により、引き続き漁業後継者や新規漁業就労者の確保・育成を図る。【都】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 離島漁業新規就業者特別対策交付金(離島の新規漁業就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組を支援)【国】(R1～R3) ○ 農業経営の強化・規模拡大を目指す農業者に対して中ノ平自立支援農業団地(露地ほ場、鉄骨ハウス)、蝙蝠谷農業団地(耐風強化型ハウス(R1整備))を有償で提供【村】(R1～R4)(再掲) ○ 農業者の農地の確保及び規模拡大の観点から、平成30年より、蝙蝠谷農業団地の活用を硫黄島旧島民のほか一般農業者にも対象を広げ、就農を支援【都・村】(R1～R4)(再掲) ○ 亜熱帯農業センター(父島)での取組【都】(再掲) <ul style="list-style-type: none"> ・パッションフルーツ高温障害防止対策試験や初期収量増大・作業労力の軽減を目指したマンゴーのボックス栽培試験、施設栽培におけるレモンの生育特性評価や貯蔵法の検討を実施。リーフレット等を作成し、生産者へ研究成果の還元や技術指導を実施(R1～R4) ○ 営農研修所(母島)での取組【都】(再掲) <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営に関する研修、巡回指導、特産作物の実証展示を実施(R1～R4) ・マンゴーの剪定や接木などの技術指導を実施(R1) ・マンゴーやカンキツ類の接ぎ木や取り木などの技術指導を実施(R2～R4) ・トマトの品種比較試験や障害果発生抑制試験、パッションフルーツの病虫害低減試験を実施(R3～R4) ○ 意欲が高く就農間もない農業者に対して資金を交付(年間最大150万円)[経営開始資金等]【国・都・村】(R1～R4)(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業では、小笠原村農業経営改善計画認定審査会の認定制度の活用による認定農業者の育成や、意欲ある新規就農者の確保に努めている。【村】 <ul style="list-style-type: none"> ・農業人口 父島 H30:60人→R3:60人 母島 H30:67人→R3:70人 (小笠原諸島振興開発事業の成果) ○ 漁業では、漁業協同組合が自ら意欲のある人材の育成に努め、漁業の後継者の確保に努めている。【村】 <ul style="list-style-type: none"> ・漁業人口 父島 H30:114人→R3:110人 母島 H30:62人→R3:62人 (小笠原諸島振興開発事業の成果) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 需要や出荷形態の変化に応じた小笠原特産果樹(パッションフルーツやレモン等のカンキツ類、マンゴー等)の栽培技術の開発、品種改良及び普及・栽培指導を行い、安定的な生産や農業経営の向上を図る。【都】(再掲) ○ 引き続き、農業経営及び技術の研修・指導等を実施していく。【都】(再掲)
5 住宅及び生活環境の整備に関する基本的な事項				
<p>小笠原諸島の住民の生活の安定及び福祉の向上のため、簡易水道等の公共施設の老朽化に対応し、快適な生活環境の形成に努める。</p>	<p><5年間の取組></p> <p>(1) 住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定住を促進するため、持ち家施策の充実など小笠原村全体の住宅政策の展開 	<p>(1) 住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 母島沖村アパート及び父島清瀬アパート【都】 	<p>(1) 住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 父島清瀬アパートは造成設計及び建築設計、母島沖村アパートは造成設計が完了し 	<p>(1) 住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 父島清瀬アパートは造成工事、母島沖村アパートは集会所除却工事を令

小笠原諸島振興開発基本方針 (令和元年6月18日国土交通省決定)	小笠原諸島振興開発計画 (令和元年度～令和5年度)	令和元～4年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
<p>また、小笠原村において小笠原村全体の住宅政策を検討するほか、小笠原村及び東京都において小笠原住宅に関する見直しを進め、関係機関の連携の下、定住者の住宅確保に向けた取組を推進する。</p>	<p>について検討する。【村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化した小笠原住宅の建替えについては、都と小笠原村の具体的な役割分担を明確にするとともに、居住環境の向上及び自然環境に配慮した住まいづくりを目指し、早期着工に向けて計画的に推進する。【都・村】 ○ シロアリによる住宅等への被害を防除するため、父島では「人とシロアリとの住み分け」、母島では「根絶」を目指し、関係機関が連携して総合的な対策を引き続き推進する。【都・村】 <p>(2) 簡易水道</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな水源の確保のため、第2原水調整池の整備に向けて着実に工事を進めるとともに、ダムかさ上げの可能性についても調査を行うなど、今後も渇水時の安定給水を検討していく。【村】 ○ 母島の浄水場については、令和3年度整備完了に向けて着実に工事を進める。【村】 ○ 良質な水の安定供給のため、津波対策や渇水対策等を考慮した計画的な水道施設整備及び維持管理を行っていくための指導・助言等を引き続き行う。【都】 	<ul style="list-style-type: none"> ・建替えのための自然環境調査及び造成詳細設計等を実施 (R1) ・基本設計及び実施設計を実施 (R2～R4) ○ 小笠原住宅の老朽化に伴う建替えに向けて、移管を前提とした今後のあり方について引き続き協議を実施【都・村】(R1～R4) ○ 簡易耐火造の父島清瀬アパート及び母島沖村アパート【都・村】 ・建替えに向けて、「新しい小笠原住宅の整備に関する村民説明会」を実施 (R2) ・新しい小笠原住宅の建設計画説明会及び1期工事移転対象世帯への個別相談会を実施【都・村】(R3～R4) ○ 小笠原村全体の住宅政策のあり方について検討を実施【村】(R1) ○ 小笠原住宅の今後の在り方や都と村の担う役割における基本的事項を定めた「覚書」を締結【都・村】(R2) ○ 令和元年度に持ち家政策の推進を決定し、分譲事業を推進すべく、分譲候補地の選定、土地所有者との売買交渉等を実施、父島奥村の分譲候補地の取得を進めた。【村】(R1～R3) ○ 外来種のイエシロアリ防除対策について、母島北部で状況の悪化が見受けられることから、母島に重点を置き、シロアリの南下を阻止するためモニタリング調査等を含む根絶対策を実施。父島では人とシロアリの住み分け方針に基づき、調査駆除を実施【村】(R1～R3) <p>(2) 簡易水道</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな水源確保と安定供給のための父島第二原水調整池整備を実施【村】(R1) [振興開発補助金] ○ 父島・母島の老朽化した浄水場の更新は完了【村】 [振興開発補助金] <p><父島></p> <ul style="list-style-type: none"> ・清瀬行文線の配水管新設工事を実施 (R1) ・清瀬1号線及び夜明線の老朽排水管の取替を実施 (R2) ・東町の老朽水道管の更新 (R3) ・奥村分譲地内配水管新設工事の実施 (R4) ・西町東町の老朽水道管の更新 (R4) <p><母島></p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖村浄水場の更新工事及び母島保育園の高台移転に伴う配水管新設工事を実施 (R1) ・取水排水棟の建設準備及び棟内の機械・電気の改良工事を実施 (R2) ・沖村浄水場改良工事 (場内整備等)、老朽水道管の更新詳細設計を実施 (R3) 	<p>た。【都】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳登録者数 H30:1,486→R3:1,471 世帯 ・小笠原住宅の世帯数に占める割合 H30:26.4%→R3:26.7% ・空き家募集申込件数 H30:63件→R3:50件 (管内概要) ○ 分譲地整備は現在までに父島で75区画、母島で11区画を整備し販売済みであり、定住促進と持ち家施策に寄与【村】 ・建築確認申請及び計画通知件数 H30:22件→R3:10件 内訳: 専用住宅 1件 店舗等 1件 その他 5件 計画通知 3件 (管内概要) ○ 外来種のイエシロアリにより住宅等への被害が甚大となっており、父島及び母島それぞれの実情に応じた対策を実施しシロアリの防除に努めている。【村】 ・山域等でのシロアリ探査駆除作業(4回) ・家屋防蟻処理奨励金(21棟) <p>(2) 簡易水道</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 浄水場の更新および、父島第二原水調整池整備により、新たな水源確保と安定供給に寄与【村】 ・施設能力 父島1日 1,100 m³ 母島1日 310 m³ ・第2原水調整池 3,600 m³ ・配水量 父島 660 m³ 母島 147 m³ ・給水可能人口数 (常住人口) 父島 2,300人 母島 530人 (管内概要) ・取水制限数の推移 渇水時においても取水制限はしていない ・老朽化対策・更新の進捗率 父島母島管更新予定延長 26,618m R2-4 更新実績延長 795m 進捗率 約3% 	<p>和5年度に着工予定【都】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、父島清瀬アパート、母島沖村アパートの整備をすすめる。 ○ 小笠原住宅の建替えに伴い、移管を前提とした今後のあり方について引き続き協議を実施予定【都・村】 ○ 島内では住宅用地の取得が難しく、建設コストも膨大であることから、個人住宅の建設及び民間賃貸住宅の供給が進んでいない。【村】 ○ 引き続き、定住を促進するため、分譲地の整備を行い、持ち家施策を進める【村】 ○ 奥村分譲地の分譲を R5 年度中に開始予定【村】 ○ 母島静沢分譲地の分譲を R8 年度に開始することを目標に、R6 年度に造成基本設計を実施予定【村】 ○ その後は、公有地の分譲適地が無いため、民有地を買収し小規模な宅地分譲事業を検討する。【村】 ○ 土地利用計画の見直しにより分譲適地の拡大を検討【村】 <p>(2) 簡易水道</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、管路更新などを進める。【村】 ○ 水資源確保のため既設ダムの浚渫工事が必要【村】 ○ 良質な水の安定供給のため、津波対策や渇水対策等を考慮した計画的な水道施設整備及び維持管理を行っていくための指導・助言等を引き続き行う。【都】

小笠原諸島振興開発基本方針 (令和元年6月18日国土交通省決定)	小笠原諸島振興開発計画 (令和元年度～令和5年度)	令和元～4年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性																		
	<p>(3) 生活排水処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コミュニティ・プラント整備区域においては、老朽化した処理施設、管渠、電気・機械設備等の計画的な更新及び改良を進め、処理施設の機能向上を図るとともに、汚泥の有効活用・減量対策等を進めること等により環境負荷の低減を図る。【都・村】 ○ その他の区域（合併処理浄化槽整備区域）については、計画的な合併処理浄化槽の設置を推進し、適正な維持管理を行う。【村】 ○ 両区域とも、それぞれの処理方式に応じた適正な管理をしていくことで、公衆衛生の向上による清潔な生活環境づくり及び公共用水域の水質汚濁の防止に努める。【村】 <p>(4) ごみ処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資源化中継施設を整備し、住民の意識啓発に努めながら、ごみの一層の減量化、分別収集及びリサイクルの徹底を推進するとともに、本土との広域連携により離島においても持続可能な循環型社会の構築に努める。【村】 ○ 既存焼却施設の機能の維持及び長寿命化を図るため、計画的な改修を進める。【村】 	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽水道管の更新、更新詳細設計の実施（R4） ・井戸ポンプ制御盤更新（R4） ○ 計画的な水道施設整備及び維持管理を行うための小笠原村への指導・助言を実施【都】（R1～R4） ○ 頻発している湧水の対策を講じるため父島・母島のダム貯水量の増と改修を目的とした現況調査を実施【村】（R2）[振興開発補助金] <p>(3) 生活排水処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ し尿処理場において、安定的な放流水質を確保するため、以下を実施【村】[振興開発補助金] <p><父島></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動除塵機、監視制御システム等の機械・電気設備の更新（し尿処理施設）（R1） ・中継ポンプ場及びマンホールポンプ場の改良に向けた基本設計を実施（R1） ・マンホールポンプ所の改良及び中継ポンプ場の改良に向けた基本設計の実施（R2） ・中継ポンプ場改良工事の実施（R3） ・奥村分譲地内管渠新設工事の実施（R4） <p><母島></p> <ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理場施設の改良（監視制御システム改良）を実施（R2） ・施設改良基本設計を実施（R3） ・施設改良詳細設計を実施（R4） <ul style="list-style-type: none"> ○ 父島扇浦地区において浄化槽を施工【村】（R1～R3）[振興開発補助金] <p>(4) ごみ処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 単純焼却量・埋立量削減のため、リサイクル率の向上に向けた、住民の意識啓発やごみの減量化・資源の有効活用を実施【村】（R1～R4） ○ 焼却炉の年次精密点検・定期補修を実施し、予防保守による延命を実施【村】（R1～R4） 	<p>(3) 生活排水処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ し尿処理施設などの老朽化対策を進めてきた。【村】 ・老朽化対策・更新の進捗率 <table border="1"> <tr> <td>父島</td> <td>90%</td> <td>清瀬中継ポンプ所のみ未更新</td> </tr> <tr> <td>母島</td> <td>0%</td> <td>次期5か年で更新計画に着手</td> </tr> </table> <p>(4) ごみ処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リサイクル率の向上による循環型社会構築を推進した。【村】 <table border="1"> <tr> <td>リサイクル率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R1=43.6%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R2=38.6%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R3=31.4%</td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 焼却炉の年次精密点検・定期補修を実施し、予防保守による焼却施設の延命を図った。【村】 ・焼却処理量 <table border="1"> <tr> <td>焼却ごみ（12か月の平均）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H30 : 51.52t → R3 : 58.33t</td> <td></td> </tr> </table> <p>（廃棄物処理施設維持管理情報）</p>	父島	90%	清瀬中継ポンプ所のみ未更新	母島	0%	次期5か年で更新計画に着手	リサイクル率		R1=43.6%		R2=38.6%		R3=31.4%		焼却ごみ（12か月の平均）		H30 : 51.52t → R3 : 58.33t		<p>(3) 生活排水処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、し尿処理施設などの老朽化対策を進める【村】 ○ 浄化槽【村】 ・浄化槽整備事業 <p>引き続きコミュニティ・プラント整備区域外における生活排水処理施設として新築案件を中心に浄化槽整備工事を施工する。</p> <p>(4) ごみ処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、家庭ごみの持ち込みが増えるとともに、資源化の大きなウエイトを占めている段ボールの廃棄が減るなど、ごみの性質が変わったことからリサイクル率が下がった。【村】 ○ 今後は、プラ製品のリサイクルについて検討を進め、焼却ごみの削減を図っていく。【村】
父島	90%	清瀬中継ポンプ所のみ未更新																				
母島	0%	次期5か年で更新計画に着手																				
リサイクル率																						
R1=43.6%																						
R2=38.6%																						
R3=31.4%																						
焼却ごみ（12か月の平均）																						
H30 : 51.52t → R3 : 58.33t																						
6 保健衛生の向上に関する基本的な事項																						
定住の促進を図る上で、住民の健康の維持は重要な課題であり、保健、福祉及び医療の連携による総合的な健康づくりや疾病の予	<5年間の取組> ○ より効果的に住民の健康づくり及び疾病予防を支援できるよう、医療・福祉	○ 「島しょ保健所・町村合同保健師連絡会」を開催し、他の島しょ町村等の取組の意見	○ 住民の健康の維持、疾病の予防等を図るため、各種法令に基づき、健康診査や母子保健、	○ 新型コロナの感染拡大を経験し、感染症予防については、保健と医療、福																		

小笠原諸島振興開発基本方針 (令和元年6月18日国土交通省決定)	小笠原諸島振興開発計画 (令和元年度～令和5年度)	令和元～4年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
防への取組を促進する。	<p>との連携体制の強化・充実を図る。【村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康維持への意識の向上・啓発、健康管理や検診の受診率向上に関する情報の提供、健康増進・食育推進計画の策定等を実施することにより、住民の健康を増進する体制を構築していく。【都・村】 ○ 安定的な保健活動の継続に向け、小笠原村の保健師の確保・定着のため、引き続き保健師の人材育成等の支援を行う。【都】 ○ 健康増進法に基づく健康診査の対象年齢の引下げや、本土からの検診班の招へいへの支援により、引き続き受診機会の確保を図っていく。【都】 	<p>交換を行い、安定的な保健活動の継続に努めた。【都】(R1～R3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 看護学科助教を派遣し、保健師の定着を目的として、現地研修を実施【都】(R1) ○ 保健師の定着を目的として、看護学科准教授によるリモート研修(Web)を実施【都】(R2) ○ 保健師の定着やコロナ禍における活動支援を目的として、都立精神保健福祉センター医師による支援者のメンタルヘルスに関する研修をWebと集合のハイブリッド形式で実施【都】(R3) ○ 特定健診の対象にならない30歳代の若年層への健康診査の実施や本土からの検診班の招へいによる、受診機会の確保【都・村】(R1～R4) ○ 島しょ保健所小笠原出張所のホームページなどにより、事業者・住民に対し健康診査を広報し、受診状況の維持に努め、健康増進の意識向上を推進【都・村】(R1) ○ 村や診療所の広報誌などにより、事業者・住民に対し健康診査を広報し、受診状況の維持に努め、健康増進の意識向上を推進【都・村】(R2～R3) ○ 健康増進計画(食育推進計画)の策定(R4)【村】 ○ ウォーキングマップ(父島版)を作成し、ウォーキングイベントを開催、健康づくりへの意識の醸成を推進(R4)【村】 	<p>疾病予防等の保健衛生事業を総合的に進めている。【都・村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小笠原村の人口規模や地理的特性等の地域の実情を踏まえつつ、医療や福祉との連携を図っている。【村】 ・ 個別支援活動(H30→R3) <ul style="list-style-type: none"> 家庭訪問 154件→65件 面接相談 75件→54件 電話相談 97件→152件 関係機関連絡・その他の相談 465件→412件(管内概要) ○ 安定的な保健活動の継続や島民の健康増進の意識向上を推進している。【都・村】 ・ 死亡率(人口千対) <ul style="list-style-type: none"> H30: 2.6%→R2: 5.5% (人口動態統計) ・ 小笠原村の平均寿命 <ul style="list-style-type: none"> 男性 H27: 81.3歳 女性 H27: 87.4歳 (市区町村別生命表) ※H27年以降、公表なし ・ 特定健康診査受診率(R3実績) ・ 30歳以上40歳未満の住民向け健康診査 <ul style="list-style-type: none"> 対象者数 431人、受診人員 135人 受診率 31% ・ 胃がん検診…対象者数 962人、受診人員 187人、受診率 34% ・ 子宮頸がん検診…対象者数 908人、受診人員 364人、受診率 80% ・ 肺がん検診…対象者数 1,433人、受診人員 488人、受診率 34% ・ 乳がん検診…対象者数 619人、受診人員 279人、受診率 92% ・ 大腸がん検診…対象者数 1,433人、受診人員 232人、受診率 16% 	<p>祉、教育などの関係機関の協力体制が不可欠であることを再確認した。今後は、平常時の感染予防対策の強化に向けて、関係機関と連携して取り組む。【都】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小笠原村の保健師確保・定着については依然として課題は残る。安定的な保健活動の継続に向け、人材確保についてはホームページ掲載等での募集を継続し、定着支援については保健師連絡会及び研修会等で最新情報の提供や技術的支援を継続する。【都】 ○ 引き続き、受診対象年齢の引き下げを行うとともに、検診班の招へいを実施【都】 ○ 健康増進計画(食育推進計画)の改定【村】(R10) ○ ウォーキングマップ(母島版)の作成【村】(R5) ○ 引き続き、健康増進事業を継続し、健康寿命の延伸を目指す。【村】
7 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項				
<p>高齢者の介護ニーズに的確に対応するため、介護サービスの充実を図るとともに、高齢者の社会参加や健康づくりを促進し、高齢者福祉の充実を図る。</p> <p>また、保育施設の整備をはじめとして、子育て支援の各種サービスが体系的・効率的に提供できる体制を構築し、児童福祉の充実を図る。</p> <p>さらに、社会福祉活動の拠点となる社会福祉施設等の整備・充実により、地域の活動と一体的に福祉サービスの提供を図る。</p> <p>なお、他の地域との間の介護サービス及び保育サービスを受けるための条件の格差是</p>	<p><5年間の取組></p> <p>(1) 高齢者・障害者福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護・福祉の人材確保に努め、保健・医療と連携しながら在宅サービスの充実を図り、併せて、高齢者・障害者の社会参加や介護予防、日常生活の支援、認知症施策の推進等、総合的な高齢者・障害者の福祉の充実を図る。【村】 ○ 「離島等サービス確保対策検討委員会」における具体的な方策の検討及び委員会から提示された事業等について、引き続き村において実情に応じた事業を試行的に実施するなど、介護保険サービ 	<p>(1) 高齢者・障害者福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置【国】(R1～R3) ○ 離島等サービス確保対策事業によって町村の取組を支援【国】(R3) ○ 離島等サービス確保対策検討委員会を開催【都】(R1～R4) ○ 都全域における介護人材の確保及び資質向上を図るため、介護人材向けの研修を実施【都】(R1～R4) ○ 離島等地域における、地域外からの人材確保や資質向上に取り組む町村を支援【都】 	<p>(1) 高齢者・障害者福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各年度3回程度、「離島等サービス確保対策検討委員会」を開催し、離島等地域における介護保険サービスの確保対策等について検討を行った。【都】 ○ 小笠原村も含めた東京都全域における介護人材向けの各種研修等を実施し、人材の定着・サポートに取り組んでいる。【都】 ・ 研修の参加人数(都内全域の実績件数) <ul style="list-style-type: none"> 介護職員スキルアップ研修 R4 受講者: 328人 ・ 人材育成セミナー 	<p>(1) 高齢者・障害者福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「離島等サービス確保対策検討委員会」において、引き続き離島等地域における介護保険サービスの確保について検討を行っていくと共に、介護保険の制度改正や報酬改定に関する情報提供を適宜行っていく。【都】 ○ 都として介護人材の確保及び資質の向上を図るための事業を実施するとともに、地域のニーズに合わせた研修等の取組の支援策を検討していく。【都】

小笠原諸島振興開発基本方針 (令和元年6月18日国土交通省決定)	小笠原諸島振興開発計画 (令和元年度～令和5年度)	令和元～4年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
<p>正を図るため、その住民負担の軽減について適切な配慮に努める。</p>	<p>スの確保を図る。【都・村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な介護サービス基盤の整備を促進し、小笠原村の特性に応じた施策の展開を支援していく。【都】 ○ 障害者が地域で安心して暮らし続けられる社会を実現するため、地域生活基盤整備の取組を支援する。【都】 ○ 本土で高齢者・障害者福祉や介護の各種サービスを受けざるを得ない住民に対する交通費等の負担軽減のための措置について検討する。【村】 ○ 介護人材の確保及び資質向上を図るため、地域のニーズに合わせた研修等の取組を支援していく。【都】 <p>(2) 児童福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化が進む母島の保育施設の建替えとともに、保育施設と一体となった子育て支援のための拠点施設の整備を進める。【村】 ○ 子ども家庭支援センターにおいて、適切に相談支援を行うとともに、要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用しながら、関係部署・関係機関との連携を図り、支援を必要とする子供や家庭等に対してサービスの提供を行う。【村】 ○ 全ての子供と子育て家庭の安全が守られるよう、包括補助制度等の活用により、引き続き支援をしていく。【都】 ○ 本土で保育サービスを受けざるを得ない住民への交通費等の負担軽減を検討する。【村】 <p>(3) 地域福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 母島村民会館の建替え等について、地元の意見を踏まえながら、保育施設及び子育て支援のための拠点施設と一体的に整備を進め、地域福祉活動の充実を図る。【村】 	<p>(R2～R4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 島しょ地域等の医療従事者等に対し、認知症医療に関する専門的な助言等を行う島しょ地域等認知症医療サポート事業を実施【都】(R1～R4) ○ 島しょ地域の医療従事者、介護従事者、行政職員及び地域住民等に対し、各島の地域特性に応じた研修等を行う島しょ地域等の認知症対応力向上研修を実施【都】(R1～R4) ○ 地域ケア会議の開催【村】(R1～R4) ○ 認知症初期集中支援チーム事前会議を開催【村】(R1～R4) ○ 障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)の改定(R4)【村】 ○ 障害児へのTV会議システムを利用したリモート療育事業を実施(R3～)【村】 <p>(2) 児童福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 母島村民会館及び母島保育園の建替え【村】[振興開発補助金] <ul style="list-style-type: none"> ・用地買収、敷地造成を実施(R1) ・斜面对策・敷地造成、建築に向けた建物基本設計(R2) ・斜面对策、擁壁築造、建築に向けた建物実施設計(R3) ○ 子供家庭支援センターの運営経費等について、包括補助により支援【都】(R1～R4) ○ 東京都児童相談センターの専門家が巡回相談で来島した際に、虐待を受けている児童等に係る情報共有と適切な連携を図る場である「要保護児童対策地域協議会」を開催【村】(R1～R3) ○ 父島保育園の待機児童解消に向けた、保育室の改修(R4)【村】 <p>(3) 地域福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 母島村民会館及び母島保育園の建替え【村】[振興開発補助金](再掲) <ul style="list-style-type: none"> ・用地買収、敷地造成を実施(R1) ・斜面对策・敷地造成、建築に向けた建物基本設計(R2) ・斜面对策、擁壁築造、建築に向けた建物実施設計(R3) 	<p>R4 視聴回数：1,383回</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域ケア会議や認知症等の会議を開催し、関係機関の連携強化を図っている。【都・村】 ○ 東京都健康長寿医療センターと連携し、島しょ地域等認知症医療サポート事業を行い、認知症への対応力の向上に取り組んでいる。【村】 ○ 障害児へのリモート療育を実施し、障害福祉サービスの充実に取り組んでいる。【村】 <p>(2) 児童福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化した母島保育園の整備を進めた。【村】 <ul style="list-style-type: none"> ・出生率(人口千対) H30：7.6%→R2 10.7% (人口動態統計) ・保育所入園児(H30→R4) 父島 51人→51人 母島 21人→15人 (管内概要・小笠原村調べ) ・待機児童数の推移 R3：4人→R4：0人 ○ 「要保護児童対策地域協議会」により、虐待を受けている児童等に係る情報共有と適切な連携を図っている【村】 ・民生・児童委員数(H30→R3) 父島 H30：4名→R4：4名 母島 H30：2名→R4：2名 (管内概要) <p>(3) 地域福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化した母島村民会館の整備計画を進めた。【村】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 島しょ地域等認知症医療サポート事業及び島しょ地域等の認知症対応力向上研修を継続して実施【都】 ○ 引き続き地域ケア会議を開催し関係機関との連携強化、情報共有を行うことにより、地域包括支援センターの機能を向上させ、高齢者福祉の充実を図る。【村】 ○ 地域の福祉活動拠点となる地域福祉センターについては、建築から23年が経過し老朽化が進んでいることから、計画的な維持補修を行う。【村】 ○ 障害福祉計画(第7期) 障害児福祉計画(第3期)の改定【村】(R6) ○ 母島村民会館及び母島保育園の建替えに伴う、保育施設と一体となった子育て支援のための拠点施設の整備を行う。【村】(R5～R6) <p>(2) 児童福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小笠原村の子供家庭支援関係施策の実施に対し、包括補助による支援を継続していく。【都】 ○ 老朽化が激しい父島保育園の建替えに向けて検討を行う。【村】 ○ 待機児童解消のため父島保育園の保育室の改修及び増築を行う。【村】(R4～R5) <p>(3) 地域福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、母島村民会館の整備を行う。【村】(R5～R6)
<p>8 医療の確保等に関する基本的な事項</p>	<p><5年間の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小笠原諸島周辺海域における中心的 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治医科大卒業医師の派遣や代診医派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治医科大卒業医師の派遣及び代診医派 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医師派遣要請(代診医派遣要請を含

小笠原諸島振興開発基本方針 (令和元年6月18日国土交通省決定)	小笠原諸島振興開発計画 (令和元年度～令和5年度)	令和元～4年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
<p>域における唯一の医療機関であり、本土から極めて隔絶した同諸島の地理的な特殊事情から、必要な医師・看護師の確保等の対策は重要な課題である。このため、医療・福祉複合施設を活用し、地域の実情に合わせて一定の医療の確保を図るとともに、画像電送システムの活用等により本土を含めた医療施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の相互間の有機的な連携を図る。</p> <p>また、妊婦が本土等において健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保していくことや、東京都が医療計画を策定するに当たっては、小笠原村において医師及び病床の確保等により必要な医療が確保されるよう適切な配慮に努める。</p> <p>なお、他の地域との間の保健医療サービスを受けるための条件の格差是正を図るため、その住民負担の軽減について適切な配慮に努める。</p>	<p>な医療機関としての役割を発揮するため、引き続き、医師や看護師などの医療従事者の安定的な確保や専門診療の受診機会の確保、医療機器や施設等の整備を進め、一定の医療水準の確保を図る。</p> <p>【都・村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小笠原村の救急医療体制を確保するため、自衛隊等の協力を受けながら、引き続き着実に救急患者の搬送体制の維持・充実を図る。【都・村】 ○ 各診療所と都立広尾病院とを結んでいる画像電送システムについては、令和2年12月予定のシステム更新に際し、情報処理技術の発展に合わせて操作の簡便化や電送時間短縮等の検討を行うなど、へき地における診療活動の支援を一層充実させていく。【都】 ○ 内地医療機関を受診した村民の帰島に当たっては、本土関係機関との連携を強化し、併せて帰島後の在宅生活等を円滑に支援するため、保健・福祉との連携の強化・充実を図る。【村】 ○ 妊婦が本土等において、出産に必要な医療を受けるに当たり、受診機会の確保や費用負担の軽減など必要な支援を引き続き行う。【村】 ○ 本土の医療機関を慢性疾患等で年間一定回数以上受診した場合や、75歳以上の住民が本土の医療機関を受診した際の交通費の一部負担等、住民負担の軽減に資する事業を引き続き行う。【村】 	<p>等による医師などの確保に対する支援、専門医療の確保に対する支援等、各種補助事業を実施【都】(R1～R4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小笠原諸島振興開発事業としての各診療所の管理運営、医療機材整備等の実施による一定の医療水準の確保【村】(R1～R4) [振興開発補助金] ○ 自衛隊等により救急患者を空路で本土の病院へ搬送。また、自衛隊機に搭載する現場携行用医療資器材を更新し、自衛隊等の協力の下、救急患者搬送体制の維持・確保を推進【都・村】(R1～R4) ○ 画像電送システムを活用し、島しょ地域、都庁及び都立広尾病院をインターネット回線で結び、東京都へき地医療連絡会での症例検討や各種研修を実施【都】(R1～R4) ○ 母島への出張リハビリサービスの提供を継続実施【村】(R1～R4) ○ 都立広尾病院、台東区立台東病院、小笠原村立診療所との3機関において、「入退院医療連携協力に関する覚書」を締結。救急搬送された村民の療養期・回復期における内地医療機関の円滑な入退院の受入れ体制及び帰島の支援体制を継続【都・村】(R1～R4) ○ 内地受入医療機関と介護員の相互派遣研修を実施し、連携を強化【村】(R1～R4) ○ 母親と子供の健康保持と増進をはかる母子保健の向上に向け、妊娠及び出産にかかる費用の一部支援を実施。また、内地分娩施設である東京北医療センター（宿泊施設及び保育所を含む）と連携し、母子、家族を支援【村】(R1～R4) ○ 本土医療受診費用等に伴う、住民負担の軽減を引き続き実施【村】(R1～R4) ○ へき地保健医療対策費により、小笠原村母島診療所に対し運営費の補助を実施【国】(R1～R3) ○ 医療施設等設備整備費により、小笠原村診療所及び小笠原村母島診療所に対し医療機器購入の補助を実施【国】(R1～R3) ○ 分娩医療機関のない離島における妊婦の健康診査及び分娩の支援に要する経費に対する特別交付税措置【国】(R1～R3) ○ 東京都、小笠原村及び東海大学の3者による協定を締結し、円滑な新型コロナウイルスワクチン接種を実施【都・村】(R3) 	<p>遣等により医師などの確保を支援し、安定的な医療体制を維持している。【都】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小笠原諸島振興開発事業としての各診療所の管理運営、医療機材整備等の実施による一定の医療水準の確保を図った【村】 ・ 医師 父島3名 母島1名 ・ 歯科医師 父島1名 母島1名 <p>(管内概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊等により救急患者を空路で本土の病院へ搬送 ・ 救急患者移送件数 H30:24件→R3:28件 <p>(管内概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 画像電送システムを活用し、島しょ地域、都庁、都立広尾病院をインターネット回線で結び、島しょ地域における診療活動を支援するとともに、東京都へき地医療連絡会での症例検討や各種研修を実施するなど島しょ医療の充実を図っている。【都】 	<p>む)に対応するとともに、各種補助事業を活用し、医療機関の支援及び医療従事者の確保を着実に実施する。【都】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き小笠原諸島振興開発事業としての各診療所の管理運営、医療機材整備等の実施による一定の医療水準の確保【村】 ○ 関係機関との連携強化等により、救急患者の搬送体制の維持・充実を図る。【都・村】 ○ ウェブ会議機能及び画像電送システムにより、引続き診療活動を支援するとともに、関係機関相互の連携を深める。【都】 ○ 母島への出張リハビリサービスの提供を継続実施【村】(R6～10) ○ 内地受入医療機関と介護員の相互派遣研修を実施し、連携を強化【村】(R6～10) ○ 母親と子供の健康保持と増進をはかる母子保健の向上に向け、妊娠及び出産にかかる費用の一部支援を実施。また、内地分娩施設である東京北医療センター（宿泊施設及び保育所を含む）と連携し、母子、家族を支援【村】(R6～10)
9 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止に関する基本的な事項				
小笠原諸島固有の種をはじめとする希少野生動植物の保護増殖、海岸漂着物等の処	<5年間の取組> (1) 自然環境の保全・再生	(1) 自然環境の保全・再生	(1) 自然環境の保全・再生	(1) 自然環境の保全・再生

小笠原諸島振興開発基本方針 (令和元年6月18日国土交通省決定)	小笠原諸島振興開発計画 (令和元年度～令和5年度)	令和元～4年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
<p>理、生態系に被害を及ぼすおそれのある外来種の防除、国立公園の適正な保全及び利用等により、顕著な普遍的価値を有する自然環境の保全、再生及び継承を図るとともに、住民及び来島者に対する教育・普及啓発活動の充実等を図る。各種事業の実施に当たっては、新たな外来種の侵入又は拡散の防止を図りつつ、東京都が作成した景観計画や公共事業における環境配慮指針を踏まえ、必要に応じ環境影響評価を行うこと等により、自然環境や景観との調和を図る。</p> <p>また、公害については、水質汚濁等による自然環境等への悪影響の防止に努めるとともに、環境への負荷を低減させる循環型社会を形成していくため、廃棄物の排出抑制やリサイクル等の適正処理の促進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小笠原諸島の優れた自然景観及び世界的にも貴重な自然環境、海洋島の特異な生態系を守るため、生息・生育する固有動植物の保全や植生回復等に取り組むほか、絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖事業を行う。【都】 ○ 唯一父島に生残するノヤギの排除は、外来植物の増加抑制への対策を講じながら、着実に実施していく。また、外来種対策については、環境省、林野庁、都、小笠原村など関係機関で調整し、適切な役割分担のもと、効率的に進めていく。【都・村】 ○ 自然環境を保全するための外来種対策を含めた各種事業について、行政機関、NPO、住民等と連携・協力を強化し、引き続き、地域一体で取り組む保全管理を推進する。また、外来種の侵入・拡散を防ぐため、世界遺産センターなどとも連携し、適切な処置を図るとともに保全管理に関する普及啓発や学習機会を提供するなど環境教育の充実を図り、住民や来島者の自然保護の意識を高める。【都・村】 ○ 自然環境の保全と利用との両立を図るため、住民や来島者などに対する利用マナーの普及啓発に取り組むとともに、ルールに基づく利用の徹底や自然ガイドの養成、自然環境のモニタリング等に引き続き取り組む。【都・村】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 父島においてノヤギの排除を実施【都】(R1～R4) [振興開発補助金] ○ ノヤギの駆除が完了した聳島列島、兄島、弟島における植生回復事業、希少種保全のため鳥類等の調査を継続的に実施【都】(R1～R4) [振興開発補助金] ○ 世界遺産委員会からの要請事項である外来種対策として、関係機関と連携を図りながら、関東地方環境事務所、関東森林管理局、東京都及び小笠原村による小笠原生態系保全アクションプランに基づく役割分担により、モクマオウなどの外来植物等の排除を実施【都・村】(R1～R4) [振興開発補助金] ○ 小笠原世界遺産センター動物対処室において、希少野生動物の保護や愛玩動物の適正飼養の推進による新たな外来種の侵入・拡散リスクの低減に関する事業を推進【村】(R1～R3) ○ 南島及び母島石門において、自然の保護と利用の両立を図るため、東京都版エコツアーリズムとして、自然ガイドの養成、自然環境のモニタリング等を実施し、実態等を踏まえた利用とルールについて調整。また、村の陸域ガイドの質の向上を図るため、登録ガイド制度を運用【都・村】(R1～R4) [振興開発補助金] ○ 遺産地域等貴重な自然環境保全推進事業(世界自然遺産地域における科学的知見に基づいた順応的保全管理の実施)【国】 <ul style="list-style-type: none"> ・グリーンアノール、外来ネズミ等各種外来種対策に関するワーキンググループにて、効果的な対策と完全排除に向けた取組の検討を実施 (R1) ・陸産貝類の保全、グリーンアノール対策等に関するワーキンググループ等にて、効果的な対策の検討を行い、保全管理を実施 (R2～R3) ・世界遺産登録、外来種対策等状況の変化及び新たな知見を踏まえ平成30年3月に改定した「世界自然遺産小笠原諸島管理計画」を運用 (R1～R3) ・世界遺産の管理及び情報発信の拠点となる小笠原世界遺産センターを活用 (R1～R3) ・小笠原諸島の世界自然遺産地域登録10周年を記念し、式典及び学術研究会を実施 (R3) ○ 属島視察会や村民参加の森づくりプロジェクトの実施【村】(R1～R4) ○ 世界自然遺産登録10周年で遺産管理の取り組みに関する7つの番組を作成し、村のCATVやYouTubeで配信【村】(R3) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 父島におけるノヤギの排除件数 ノヤギ排除数(頭数) 【都】 R1 344 R2 309 R3 493 R4 535 ○ ノヤギ捕獲数(頭数)【村】 R1 52 R2 47 R3 75 R4 49 ○ 行政機関・関係団体等による自主ルールの運用や、南島及び母島石門一帯における東京都版エコツアーリズムの実施等により、自然環境の適正な利用と保護の取組を推進【都】 <ul style="list-style-type: none"> ・東京都レンジャー(東京都自然保護員) R4 父島 5名 母島 4名(管内概要) ・自然ガイド登録数(人) <南島> R1 219 R2 214 R3 210 R4 201 <石門> R1 36 R2 36 R3 36 R4 34 ※各年4月1日時点 ・南島上陸者数 H30:9,526人→R3:5,552人(小笠原諸島世界自然遺産に関する基礎資料集) ・観光客満足度 自然資源 H30:2.58→R2:2.54 南島観光 H30:2.29→R2:2.48(小笠原諸島世界自然遺産に関する基礎資料集) ○ 国、東京都、小笠原村、NPO、関係団体、住民等の連携により、外来種対策や植生回復事業など、自然環境の保全・再生事業の取組を行った結果、平成26年5月には、聳島列島において戦後初めてアホウドリが繁殖した。令和4年度は聳島で2羽のアホウドリのヒナが確認でき、小笠原諸島生まれは合計11羽となった。【国・都・村】 【指標】【国】 <ul style="list-style-type: none"> ・オガサワラハンミョウ再導入個体数(父島) R1:157体 R2:128体 R3:194体 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ノヤギ排除の継続 父島におけるノヤギ根絶の早期実現【都】 ○ 植生回復事業の継続、アホウドリモニタリングの継続【都】 ○ 自然ガイド養成等の継続、実態等を踏まえた利用とルールについての調整を継続【都】 ○ 普及啓発イベント参加者の裾野が広がるような工夫が必要【村】 ○ ペット条例の段階的な施行(持込申告・持込制限)【村】

小笠原諸島振興開発基本方針 (令和元年6月18日国土交通省決定)	小笠原諸島振興開発計画 (令和元年度～令和5年度)	令和元～4年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
	<p>(2) 自然公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自然公園の整備に当たっては、自然の保護と適正な利用の推進との両立を図る観点から、各団体等と意見交換会を通じて情報提供・調整を図りながら進めていく。【都】 ○ 「小笠原（父島・母島）における景観に配慮した公共施設整備指針」に基づき、Ⅰ. 自然環境と共生した景観づくり、Ⅱ. 眺望に対応した景観づくり、Ⅲ. 小笠原の振興に資する景観づくり、Ⅳ. 小笠原の穏やかな時の流れを感じる景観づくり、を基本方針とした整備を今後も引き続き進めていく。【都】 <p>(3) 都市公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外来種の駆除を効果的に行うなど、生態系の維持に配慮しながら小笠原諸島固有の植物が生育できる環境づくりを目指し、各団体と意見交換会を行い、情報提供・調整を図りながら整備を進め 	<p>○ ペット条例の施行【村】(R3)</p> <p>○ 山域等におけるシロアリ駆除薬剤による環境影響調査を実施【村】(R3～R4)</p> <p>(2) 自然公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化や過酷な自然条件にさらされていることにより利用者に危険な状態となっている園地・歩道を改修し、安全・快適性を確保【都】(R1～R4) [振興開発補助金] 《整備》 ・父島海岸線歩道（橋梁）：R1 ・父島電信山線歩道：R1 ・父島コペペ浜園地：R2 ・父島三日月山園地：R2 ・父島中央山園地：R3 ・父島境浦園地：R3 ・父島初寝浦歩道：R4 ・母島山稜線歩道：R1 ・母島東山線歩道：R3 ・母島鮫ヶ崎園地：R4 《改修設計》 ・父島中央山園地：R2 ・父島初寝浦線歩道：R3 ・父島宮之浜園地：R4 ・母島西台線歩道：R1 ・母島東山線歩道：R2 ・母島鮫ヶ崎園地：R3 ・母島御幸之浜園地：R4 《調査》 ・母島山稜線歩道：R2、R4 ○ 国立・国定公園の海域適正管理強化事業（ウミガメや海鳥の繁殖地等における海岸ゴミ清掃、海域公園地区における水温計測等）【国】(R1～R3) ○ グリーンアノール対策事業による小笠原国立公園父島列島グリーンアノール重点防除業務の継続等【国】(R1～R3) <p>(3) 都市公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大神山地区において、在来植物の保全、小笠原固有の自然環境の観賞や来園者の利便性・安全性の向上を目的とした施設整備・改修を実施し、園路改修及び急傾斜地の整備等を実施【都】(R1～R3) [振興開発補助金] 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産センター入館者数 (R3) 島民 590人 観光 2,365人 ○ 遺産管理の取り組みへの理解の促進を図った。【村】 ○ 愛玩動物の適正な飼養と管理【村】 飼い猫のマイクロチップ挿入率 H30：95.9%→R3：100% 避妊去勢率 H30：97.3%→R3：98.6% <p>(2) 自然公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 園地・歩道を改修し、安全・快適性を確保している。【都】 ○ 小笠原諸島の優れた自然景観を保全し、固有動植物の保全を図るなど、自然の保護及び適正な利用の両立を図っている。【都】 ・アホウドリ 2022年までに髯島から巣立った個体を含むペアから9羽の巣立ちを確認 (小笠原諸島世界自然遺産に関する基礎資料集) ・観光客満足度 自然資源 H30：2.58→R2：2.54 (小笠原諸島世界自然遺産に関する基礎資料集) <p>(3) 都市公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大神山地区の園路改修及び急傾斜地整備を行い園路利用の快適性及び急傾斜地の安全性に寄与した。【都】 	<p>(2) 自然公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き園地・歩道の老朽化対策を進める。【都】 ○ 自然景観保全、固有動植物の保全など自然の保護と適正な利用の両立を引続き実現していく。【都】 <p>(3) 都市公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、公園利用者への安全対策や利便性の向上を図るための園地整備、急傾斜地の落石防止措置等による公園利用者への安全対策を実施する。【都】

小笠原諸島振興開発基本方針 (令和元年6月18日国土交通省決定)	小笠原諸島振興開発計画 (令和元年度～令和5年度)	令和元～4年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
	<p>る。また、「小笠原（父島・母島）における景観に配慮した公共施設整備指針」に基づき、引き続き事業を実施していく。 【都】</p> <p>(4) 海岸漂着物対策 ○ 小笠原諸島における海岸漂着物対策推進計画に基づき、関係者間の連携により事業を実施していくとともに、おおむね3年程度の実績を踏まえ、必要に応じて社会環境の変化に対応した計画内容の見直し等を行っていく。【都・村】 ○ 海岸漂着物への対策は、関係する主体が役割分担の下、相互に協力し、継続的に適正な処理を実施していくことが重要であり、そのための関係機関との調整を行っていく。【都】</p> <p>(5) 公害の防止 ○ 小笠原諸島の生活環境及び自然環境を維持するため、引き続き、環境関連法及び環境確保条例に基づく規制指導を実施するとともに、今後、環境負荷の増加により、生活環境及び自然環境に悪影響を及ぼすおそれがある場合は、適切な対応策を講じる。【都】</p>	<p>《整備》 ・ 園路：R1、R2、R3 ・ 階段：R1 ・ 転落防止柵：R1 ・ 休憩施設：R2、R3 ・ 出入口等：R2、R3 ・ 落石防止：R1、R2</p> <p>(4) 海岸漂着物対策 ○ 都、村等が事業主体となり、海岸漂着物を回収・処理（海岸漂着物等地域対策推進事業）【国・都・村】（R1～R4）</p> <p>(5) 公害の防止 ○ 工場の設置認可等及び指定作業場の設置等に係る事務処理時に、各種環境法及び環境確保条例に基づく指導助言及び書類審査等を実施【都】（R1～R4）</p>	<p>(4) 海岸漂着物対策 ○ 海岸漂着物の処理により、海岸における良好な景観及び環境の保全に寄与【国・都・村】 ・ 海岸漂着物の回収処理量 R3 25t</p> <p>(5) 公害の防止 ○ 小笠原諸島における公共事業が自然環境や景観などに与える影響を極力低減することに寄与【都】</p>	<p>(4) 海岸漂着物対策 ○ 円滑に海岸漂着物の回収・処理が進むよう、引き続き支庁、村、NPO等の関係者と連携を図り、事業を着実に実施していく。【都】 ○ 法律上、村は事業主体ではないが、引き続き円滑かつ、より多くの海岸漂着物を処理できるよう協力していく。【村】</p> <p>(5) 公害の防止 ○ 今後も、工場の設置認可等及び指定作業場の設置等に係る事務処理時には、各種環境法及び環境確保条例に基づき事業者への指導助言及び書類審査等を適切に行っていく。【都】</p>
10 再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給に関する基本的な事項				
<p>再生可能エネルギーは、その利用に際し環境負荷が小さく、また、国内で調達可能であること等様々な長所を有しているが、小笠原諸島は、日照条件や風況が良いところが多く、太陽光発電といった再生可能エネルギーの導入に適していることから、地域の特性を踏まえて、自然環境や景観との調和を図りつつ、再生可能エネルギー等を活用し、自立・分散型エネルギーシステムの構築や同諸島周辺での再生可能エネルギーの活用等地域主導によるエネルギーの安定供給、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを推進する。</p> <p>また、小笠原諸島における石油製品の流通コストは、本土からの距離や流通経路等により本土と比べて割高となっている。このため、ガソリン小売価格を実質的に引き下げするための支援等により、石油製品の安定的かつ低廉な供給に努めることが望ましい。</p> <p>さらに、新規技術の活用等その他のエネル</p>	<p><5年間の取組> ○ 公共施設や避難所機能を有する防災拠点施設に太陽光発電を導入するなど、再生可能エネルギーの積極的な活用を図り、災害時のエネルギーを確保するとともに、環境負荷の小さい地域づくりを推進する。【村】 ○ 自然環境や景観との調和を図りつつ、地域特性に応じた再生可能エネルギー導入の取組を都が支援することで、持続可能で低炭素な自立・分散型エネルギーの普及拡大を目指す。【都・村】 ○ ゼロエミッションアイランドの実現に向けた取組の一環として、都、小笠原村及び東京電力パワーグリッド株式会社の3者で連携し、母島において、太陽光発電のみで1年のうち半年程度の電力供給を行う実証事業に向けた調査等を実施する。【都・村】</p>	<p>○ 島内におけるプロパンガスの価格及び供給の安定のため、プロパンガスの運搬に要する費用に対する補助を継続【都】（R1～R4） ○ 導入済みの太陽光発電設備の運用状況や村有施設における省エネの実施状況調査に基づき、防災拠点施設の太陽光パネル・蓄電池設備の改善に向けた調整を実施【村】（R1～R3） ○ ゼロエミッションアイランドの実現に向けた取組の一環として、東京都、小笠原村及び東京電力パワーグリッド株式会社の三者で、母島において1年間のうちの半年程度、太陽光発電のみで電力供給を行うことを目標とした実証事業（母島再生可能エネルギー100%電力供給実証事業）に関する協定を締結し、調査等を継続【都・村】（R1～R4） ○ 母島再生可能エネルギー100%電力供</p>	<p>○ 平成28年度に竣工した環境省の小笠原世界遺産センターに太陽光発電設備が設置（発電容量：5.5kw）され、平成29年度以降は230.2kwの供給量となっており、クリーンエネルギーの供給に寄与している。【村】 ○ 太陽光パネル設置場所等の検討にあたり、小笠原の希少な動植物等への影響を調査するため、自然環境調査や希少鳥類調査等を実施【都・村】</p>	<p>○ 引き続き、プロパンガスの安定供給に向けた補助を継続【都】 ○ 母島再生可能エネルギー100%電力供給実証事業は、R5～6年度で工事を実施予定であり、その後3年間程度実証事業を実施する。【都・村】</p>

小笠原諸島振興開発基本方針 (令和元年6月18日国土交通省決定)	小笠原諸島振興開発計画 (令和元年度～令和5年度)	令和元～4年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
<p>ギー対策を推進することにより、エネルギーの利用に関する条件の他の地域との格差の是正、島民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後技術開発が進み、普及・実用化が期待される海洋エネルギーの実証実験の動向に関する調査・検討を行う。【村】 ○ 化石燃料の本土との価格差を解消するため、ガソリン流通コストやプロパンガス輸送費への国及び都による支援を継続し、石油製品の安定的な供給に努める。【都】 ○ エネルギーの使用量を削減する取組として、公共施設における省エネルギー施策の推進や住民への省エネルギー行動の情報発信・啓発を実施する。【村】 	<p>給実証事業に関する村民との勉強会を実施【村】(R1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本土と比較して割高となっている離島へのガソリンの輸送費等について、追加的に生ずる流通コスト相当分を補助することで、ガソリン小売価格の低廉化を支援(離島のガソリン流通コスト対策事業)【国】(R1～R3) ○ 島しょ地域に位置する村営公共施設、事業所及び住宅等に対し、太陽光発電設備及び蓄電池の導入補助を実施【都】(R4) ○ 環境省の提唱する「ゼロカーボンシティ」を宣言し、CO2削減の取組のはじめの一歩として、家庭における省エネ家電製品の買換えへの補助事業を開始【村】(R4) 		
<p>11 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する基本的な事項</p>				
<p>台風・豪雨、地震・津波等の災害に備え、災害発生時の住民の孤立を防止するため、道路の整備や港湾施設等の防災施設の整備を図るとともに、社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設に係る避難計画の作成等の避難救援体制の充実、防災教育・訓練の充実等の防災対策を計画的に推進する。</p>	<p><5年間の取組></p> <p>(1) 防災対策 (計画策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報」を発表した場合の対応について、国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づき小笠原村が行う防災対応の検討を支援していく。【都】 ○ 避難所管理運営マニュアルの作成を働き掛けるなど、小笠原村の取組を支援する。【都】 <p>(孤立対策・物資確保対策等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係各局と島しょ町村とで構成される島しょ町村との連絡会や担当者会議を活用し、各町村との情報共有や意見交換を行い、津波等対策の推進について検討していく。【都】 ○ 避難道路の具体的な検討や公共施設の高台移転の調査を進めるとともに、港湾施設の改良、防災拠点への太陽光発電設備等の導入及び避難所・防災倉庫等の防災施設の整備・充実を図る。【都・村】 ○ 都、小笠原村、住民、事業者等の各主体が連携し、食料・飲料水を分散備蓄するなど、発災後1週間程度の物資の確保を目指す。【都・村】 <p>(地域防災力の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 砂防施設の整備等により地形改変のあった箇所については土砂災害警戒区域等の見直しを行うとともに、避難計画の策定など警戒避難体制の整備を図っていく。【都・村】 ○ 住民や観光客等の災害への対応力向上のための普及啓発を推進する。【村】 	<p>(1) 防災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「津波対策に関する島しょ町村との連絡会」等において、南海トラフ地震防災対策の推進・津波防災地域づくり法についての取組や都における支援、島しょ地域における備蓄等についての説明及び情報共有を実施【都】(R1～R4) ○ 新たな被害想定結果等を踏まえた津波ハザードマップの更新を支援【都】(R4) ○ 災害備蓄用の食料・飲料水7日分を目安に、村民に対して一層の家庭備蓄の推進を広報【村】(R1～R4) ○ 災害時における避難行動要支援者リストを作成し、防災部門・消防団・福祉部門で情報共有【村】(R1～R4) 	<p>(1) 防災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「津波対策に関する島しょ町村との連絡会」における情報共有や家庭備蓄の啓発、災害時における避難行動要支援者リストの作成等により、防災力向上に寄与【都・村】 <p>・消防団員数 (R4) 父島 38人 母島 20人</p> <p>・設備 水槽付消防車 父島2台、母島1台 ポンプ積載消防車 父島1台 小型ポンプ (B2級) 父島2台、母島1台 (B3級) 母島1台 防火水槽 父島9基、母島3基 消防車庫 父島2か所、母島1か所 消火栓 父島95か所、母島23か所</p> <p>・火災発生件数 (R4) 父島 0件 母島 0件 (小笠原村調べ)</p>	<p>(1) 防災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係各局と島しょ町村とで構成される島しょ町村との連絡会や担当者会議を活用し、各町村との情報共有や意見交換を行い、津波等対策の推進について検討していく。【都】 ○ 新たな被害想定結果等を踏まえた、津波避難計画の更新等を支援【都】 ○ 小笠原諸島は、台風や大雨、津波等の災害を受けやすい条件にあり、また多くの住居や公共施設等が海岸沿いの低地に位置していることから、村民と観光客の安全の確保のため、大規模災害に備えた防災対策の計画的な推進や災害発生時の迅速な情報伝達、避難の確保等により、地域防災力の向上を図る。

小笠原諸島振興開発基本方針 (令和元年6月18日国土交通省決定)	小笠原諸島振興開発計画 (令和元年度～令和5年度)	令和元～4年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都と小笠原村が合同で実施した地震や津波等を想定した総合防災訓練の成果を、今後の防災対応の見直しや防災訓練に活用していく。【都・村】 ○ 避難行動要支援者の実態を把握するなど避難支援体制を強化しつつ、防災訓練、消防団の入団促進及び防災知識の普及等を推進し、地域防災力の向上を図る。【都・村】 <p>(2) 国土保全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ハツ瀬川上流3支川及び大谷川において、堰堤工及び流路工等の砂防施設の早期整備に向けて取り組む。【都】 ○ 台風等による土砂災害の発生が想定されることを踏まえ、砂防、地すべり対策等の防災及び国土保全に係る施設を引き続き整備し、国土の保全と住民・観光客等の安全の確保を図る。整備に当たっては、自然環境や景観との調和を図りつつ進める。【都】 	<p>(2) 国土保全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ハツ瀬川上流三支川(父島)において、堰堤工(1基)の一部を整備【都】(R1～R4) [振興開発補助金] ○ 土砂災害ハザードマップの各戸配布及び土砂災害警戒区域等を明示した看板の設置により、住民周知を推進【村】(R1～R2) ○ 大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて小笠原村国土強靱化地域計画の策定【村】(R3) 	<p>(2) 国土保全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 砂防、地すべり対策により、土砂災害から住民や観光客の生命と財産を守ることに寄与【都】 ○ 小笠原村国土強靱化地域計画の策定により地域全体の災害リスクを再確認する機会となった。【村】 	<p>(2) 国土保全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自然災害から国土や住民の生命・財産を守るため、引き続き、ハツ瀬川上流三支川(父島)ならびに大谷川(母島)で砂防施設の整備を行い、早期完成を目指す。【都】
12 教育及び文化の振興に関する基本的な事項				
<p>教育については、公立学校施設の老朽化対策を含めた整備・充実を図るとともに、各種施設を住民に開放し、その有効活用を図る。母島に高等学校等が設置されていないことから、母島外に生徒が居住して高等学校等へ通学することに対する支援を行うほか、小笠原諸島における高等学校等の規模、教職員の配置の状況その他の組織及び運営の状況を勘案して教育の充実を図るため、高等学校等の教職員定数の決定について、配慮する。文化の振興については、小笠原諸島は、太平洋の島々との交流等によりもたらされた文化と日本の文化が融合し、小笠原の南洋踊り、小笠原の民謡(ともに東京都無形民俗文化財)等の独特の文化が存在していることから、島内の文化財の保護に努めるとともに、小笠原諸島特有の民俗文化、歴史を教育に採り入れる等、地域全体での伝承に努める。また、小笠原諸島を海洋資源、民俗文化等の研究・教育の拠点とし、その成果を国内外に情報発信していくことも効果的であり、このような方向性について検討を行う。</p>	<p><5年間の取組></p> <p>(1) 教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化した父島の小・中学校施設については、限られた敷地内に効果的・効率的な配置計画を検討し、計画的に建替えを進める。【村】 ○ 教職員の更なる指導力向上を目指し、研修やOJT等による人材育成のための支援体制の充実を図る。【都・村】 ○ 都立小笠原高校における指導の充実のため、引き続き教職員の体制整備を図る。【都】 ○ 学校教育については、小笠原諸島特有の伝統文化、歴史、自然環境等の地域の特性や人材を生かしながら、小中連携教育や地域と一体となった教育を推進する。【村】 ○ 学校施設の開放や、社会体育施設等の既存施設の有効活用などにより、社会教育の充実を図る。【村】 <p>(2) 文化・スポーツ</p>	<p>(1) 教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 父島の小笠原小中学校の建替え【村】 [振興開発補助金] ・基本計画を策定し、庁内及び学校関係者と総合調整を実施(R1) ・現状把握や課題の分析、設計規模等の検討を行い、基本設計を実施(R2) ・建築・土木の実施設計を行うとともに地質調査を実施。また、敷地に架かる橋りょう改修工事を実施(R3) ・既存プール施設の解体工事を実施(R3 補正) ・体育館・プール棟の第1期工事を着工(R4) ○ 全ての小・中学校、高等学校を対象に島しょ地域研修支援事業を実施し、指導主事を派遣したほか、若手教員育成研修、中堅教諭等資質向上研修の実施等により、人材育成のための支援体制の充実に向けた取組を実施【都】(R1～R3) ○ 都立小笠原高校における指導の充実のため、加配教員を1人配置【都】(R1～R3) ○ 高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費に要する経費を支援する都に対する補助(離島高校生修学支援事業)【国】(R1～R3) <p>(2) 文化・スポーツ</p>	<p>(1) 教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 父島の小笠原小中学校の建て替えに着手し、老朽化や教室不足の解消などに寄与【村】 ○ 小・中学校は父島・母島にそれぞれ設置され、高等学校については、都立小笠原高校が父島に設置されている。それぞれ、校舎をはじめ体育館、プール、屋外運動場等の学校施設が整備されており、学校教育の場であることはもとより、住民のスポーツ・文化などの社会教育の場として、寄与している。【都・村】 ○ 若手教員育成研修について、学習指導、生活指導等を実施するなど、若手教員としての資質向上を図った。中堅教諭等資質向上研修について、授業研究、教育法規等を実施、選択研修として民間企業等の体験を紹介するなど、中堅教員としての資質向上を図った。【都】 ○ 加配により指導の充実を図った。【都】 <p>(2) 文化・スポーツ</p>	<p>(1) 教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽状況に応じた整備の計画・実施【都・村】 ○ 若手教員育成研修において、令和4年度の実施方法を今後も実施し、受講しやすい環境を整えていく。【都】 ○ 中堅教諭等資質向上研修において、小笠原の各島間、内地と小笠原の各島間におけるオンライン研修を活用していく。【都】 ○ 年次研修において、小笠原村教育委員会の指導主事と東京都教職員研修センターの指導主事間でより連携をしていく。【都】 ○ 島しょ地域の学校等の研修ニーズを詳細に把握し、研修内容をさらに充実させる。【都】 ○ 引き続き教職員の体制整備を図る。【都】 <p>(2) 文化・スポーツ</p>

小笠原諸島振興開発基本方針 (令和元年6月18日国土交通省決定)	小笠原諸島振興開発計画 (令和元年度～令和5年度)	令和元～4年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化財及び文化の保存・伝承を図るとともに、小笠原諸島の地域性豊かな歴史及び文化を観光面でも活用できるよう、観光客の探究心に応える環境づくりを促進する。【村】 ○ 文化財及び文化の意義や価値について、国内外の研究者等との連携により調査・研究を深め、得られた知見を広く還元し、その有効活用に努める。【村】 ○ 小笠原諸島を民俗文化等の研究・教育の拠点として活用し、その成果を国内外に発信することについて、関係機関と連携し、その可能性や方策を検討する。【村】 ○ 島しょ芸術文化振興事業の継続実施など、音楽、児童演劇や寄席等を鑑賞する機会を提供し、小笠原村における芸術文化の振興を図る。【都】 ○ スポーツ大会の支援は、住民の健康増進や住民間の活発な交流も期待できることから今後も継続していく。【都】 ○ 聖火リレーやパラリンピック体験プログラムの実施などイベント開催等の取組を通じ、東京2020大会開催気運の醸成を図るとともに、大会を契機としたレガシーの活用を含め、多様な機会を捉えて地域の魅力を発信する。【都・村】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 島しょ芸術文化振興事業において、小笠原村から実施の希望があったクラシック音楽の演奏会を開催し、幅広い年代層を対象に鑑賞機会を提供【都】(R1、R2(中止)、R3) ○ 令和4年度は11月末に寄席公演を実施【都】 ○ 天然記念物オガサワラオオコウモリによる農産物等への食害対策を行う村への補助を実施〔文化財保存事業費関係国庫補助金・東京都文化財保存事業費補助金〕【国・都】(R1～R3) ○ 文化財保護及び活用を検討するため、文化財保護審議会を開催【村】(R1～R4) ○ 父島・母島両島民が参加する「父母交流スポーツ大会」を都民体育大会(島しょ大会)として実施【都】(R1) ○ 令和元年6月9日・10日に、母島・父島にて東京都パラリンピック体験プログラム「NO LIMITS CHALLENGE」実施【都】(R1) ○ 令和3年7月16日に小笠原村でオリンピック聖火リレーを実施することを決定し、走行ルートやセレモニー会場、内容等を検討、それに伴う関係者調整を実施【都・村】(R2～R3) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都交響楽団による演奏会の開催【都】 ＜参加人数(R1～R3(R2中止))＞ ・父島 214人参加 ・母島 130人参加 ○ 芸術落語協会による寄席公演の開催【都】 ＜参加人数(R4)＞ ・父島 72人参加 ・母島 80人参加 ○ 各種行事や取組への支援により、文化財の適切な保護・活用に寄与している。【村】 ○ 「父母交流スポーツ大会」の実施【都】 ＜参加人数(R1)＞ ・父島 91人参加 ・母島 86人参加 ○ 東京2020大会開催気運の醸成に寄与【都】 ○ 令和3年7月16日に父島・母島で公道走行によるオリンピック聖火リレーを実施した。【都】 (走行実績) ・父島 3区間 ・母島 3区間 ○ 施設の利用状況 ・郷土資料館入館者数 R1: 4,946人 R2: 2,416人 R3: 3,428人 R4: 3,914人(R5.2末時点) ・奥村運動場利用者数(R3) 会議室 2,177人 テニスコート 9,465人 グラウンド 4,416人 ゲートボールコース 1,039人 ・評議平運動場(R3) テニスコート 593人 グラウンド 621人 (管内概要・小笠原村調べ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度も芸術文化の鑑賞機会を提供予定【都】 ・毎年度1回(2日間) 小笠原村教育委員会と協議の上、公演内容等を決定 ・小笠原村の希望を踏まえた内容で、今後とも継続実施 ○ 父島・母島両島民が参加する「父母交流スポーツ大会」は、都民体育大会(島しょ大会)として引き続き実施【都】 ○ 東京都パラリンピック体験プログラム「NO LIMITS CHALLENGE」は、引き続き「TEAM BEYOND パラスポーツ体験プログラム」として実施。今後のイベント実施については未定【都】
13 観光の開発に関する基本的な事項	<5年間の取組>			
<p>観光は、地理的・自然的特性からもたらされる小笠原諸島の持つ魅力を最も生かすことができる産業である。また、同諸島には、第二次世界大戦の状況を現在に伝える貴重な遺跡が多く存在している。特に、世界自然遺産登録の趣旨を踏まえつつ、自然環境、歴史、文化等の地域資源を生かし、また、農業や漁業と連携したエコツーリズムを推進し、自然環境の保護・保全と両立する持続的な観光を振興するため、エコツアーガイド制度の推進や質の高いガイドの育成に向けた取組等を推進する。</p>	<p>(1) 観光資源の開発と観光振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小笠原諸島の魅力をホームページをはじめ、父島及び母島の観光協会と小笠原村観光局との連携により、様々なイベント、SNS等を通じて継続的に発信することにより、観光客誘致につなげていく。【村】 ○ 受入環境の充実及び魅力の発信等に資する取組を進める。【都】 ○ 地域の意向を踏まえた、体験メニュー等の柔軟な提供方法や観光客の効果的 	<p>(1) 観光資源の開発と観光振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 世界自然遺産地域における継続的な旅行者誘致を図るため、今後新たなターゲットとなる外国人旅行者の実態やニーズを調査・分析する各種調査を実施【都】(R1、R2(中止)、R3(中止)、R4)〔振興開発補助金〕 ○ 観光客の満足度向上を図るため、定期航路利用の来島者にアンケートを実施し、分析結果を観光諸団体に提供【村】(R1～R3) ○ 小笠原ファンの情報発信力を活用することを目的としたアンバサダー制度を運用 	<p>(1) 観光資源の開発と観光振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年6月の世界自然遺産登録を受け、教育旅行及びシニア層の入り込みは一時的に大きく増加した後、一旦、落ち着きを取り戻し、コロナ禍までは増加傾向にあった。【都・村】 ＜教育旅行者数＞ H30 510人 R1 206人 R2 70人 R3 176人 	<p>(1) 観光資源の開発と観光振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度については、世界自然遺産地域における継続的な旅行者誘致を図るため、新たなターゲットとなる外国人旅行者の実態やニーズの調査・分析を引き続き実施する。【都】 ○ 令和6年度以降については、5年度までの調査結果を整理し、課題を踏まえ、今後の旅行者誘致に必要な調査内容を新たに検討し、実施していく。

小笠原諸島振興開発基本方針 (令和元年6月18日国土交通省決定)	小笠原諸島振興開発計画 (令和元年度～令和5年度)	令和元～4年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
<p>また、観光客の受入キャパシティにも配慮し、観光消費額の拡大に向けた魅力的な観光メニューの開発や国内外への戦略的なプロモーション、リピーターの確保に向けた取組、外国人観光客の受入環境の整備を推進する。</p> <p>これらの取組により、小笠原の魅力をもっと高め、観光客の滞在の長期化、リピーターの確保等を図る。</p>	<p>な受入環境について検討していく。【村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小笠原村が実施する遊歩道設置等の観光施設整備事業を引き続き支援して、観光資源の開発を進めていく。【都・村】 ○ 引き続き、ガイドの育成など観光を担う人材の確保・育成に当たっては、産業振興促進計画認定制度の活用について検討を行う。【村】 <p>(2) 観光業と他産業の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 観光業と第一次産業との連携を強化し、小笠原村を感じられる魅力ある特産品の開発の促進や、地産物の村内流通の円滑化を図るなどの小笠原村の取組に対して、助言及び技術的支援を行う。【都・村】 	<p>【村】(R1～R3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 旧扇浦浄水場跡地に新たな休憩箇所として園地と管理通路を整備。来島者及び村民の利用を促進し、エコツーリズムの推進及び観光産業の振興を図った【村】(R2) [振興開発補助金] ○ 滞在型観光の促進と新型コロナウイルス感染症対策のための「新しい生活様式」による小笠原旅行を促進することによりコロナ禍における観光振興を図った【村】(R2) [振興開発補助金] ○ これからの小笠原村における観光の基本的な考え方や方向性を示した「小笠原村観光振興ビジョン」を策定【村】(R4) <p>(2) 観光業と他産業の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小笠原諸島の関係機関（東京都産業労働局観光部、小笠原村産業観光課、小笠原村観光協会、母島観光協会、小笠原ホエールウォッチング協会、小笠原村観光局、小笠原海運）により月に一度会議を開催して、最新情報の共有、観光施策の連携、各種課題等の検討を実施【村】(R1～R4) ○ 各産業団体の連携を図るために小笠原村産業活性化対策協議会を開催し、観光業と第一次産業との連携強化に向けた取組を実施【村】(R1) ○ 観光業と第一次産業との連携強化に向けた取組を検討【村】(R2～R4) ○ 「小笠原村のヒトとモノを繋ぐ場の創設」をテーマとして、小笠原の産業、特産品が一堂に会し、観光客および村民に実際に体験し、新たな発見をしてもらう「小笠原村産業祭」(ぼにんばざー)を開催【村】(R1) 	<p>R4 410人</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人観光客については、世界自然遺産登録以降、コロナ禍までは微増傾向にあった。【都・村】 <p><外国人観光客数></p> <p>H30 316人 R1 293人 R2 72人 R3 32人 R4 59人 (R5.2末日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光客満足度 再来訪意向 H30: 2.11 → R2: 2.38 (小笠原村観光マーケティング調査) ・日本人観光客の推移 H30: 21,770人 R1: 19,789人 R2: 9,340人 R3: 13,221人 R4 15,169人 (R5.2末日現在) ○ アンバサダー活用による効果は①インフルエンサー、②マンパワーの2つの効果がある。【村】 ① インフルエンサーとして、小笠原諸島に関する情報、小笠原における観光に関する情報等の共有、拡散を行い、観光振興に寄与。 ② 小笠原村または小笠原村観光局にて主催、出展するイベント運営をサポートするマンパワーとして活用している。 <p>(2) 観光業と他産業の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種情報共有機会の構築や返還祭等による他産業との連携強化により小笠原の魅力向上に努めた。【村】 	<p>【都】</p> <p>(2) 観光業と他産業の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、小笠原諸島の関係機関による情報の共有、観光施策の連携、各種課題等の検討を実施して小笠原の魅力向上に努める。【村】
14 国内及び国外の地域との交流の促進に関				

小笠原諸島振興開発基本方針 (令和元年6月18日国土交通省決定)	小笠原諸島振興開発計画 (令和元年度～令和5年度)	令和元～4年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性																		
<p>する基本的な事項</p> <p>地域の特性を魅力として生かし、世界自然遺産登録による知名度の向上を踏まえ、観光はもとより、小笠原諸島の自然、文化、歴史、海洋資源の研究等の目的で訪れる交流人口を拡大することは、地域経済の発展や人材の育成が期待されることから、同諸島の自立の発展の促進に向けた振興開発を図る上で非常に重要である。</p> <p>このため、彼らとの交流活動を通じ、これまで住民が気が付かなかった小笠原諸島の有する地域資源を発掘するとともに、同諸島の地球的・国家的な役割や魅力、交流活動の実績等について国内外に情報発信することにより、更なる交流拡大を図る。また、他の世界自然遺産に登録された島しょ地域であるガラパゴス諸島等、国内外の地域との交流活動に取り組み、相互理解を深め、お互いの地域の発展に向けた取組を図る。</p> <p>中長期的には、太平洋の島々との交流・観光の拠点とすることや、海洋資源の調査や貴重な動植物の研究の拠点として発展させていくこと等、小笠原諸島の地球的な役割を生かした交流の実践に向けて検討を行う。</p> <p>加えて、都会の子供達が小笠原諸島の自然や生活環境の中で過ごすことは、日頃得られない貴重な経験となるものであり、同時に同諸島の我が国における役割が広く認知される機会となることから、教育旅行や体験学習の場として定着するよう同諸島をPRしていく。</p>	<p><5年間の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育旅行等の誘致を更に促進し、より多くの島外の児童・生徒・学生が、小笠原諸島の魅力に触れる機会を提供するとともに、観光客としての再来訪や将来的な交流人口の拡大につなげる。【村】 ○ 小笠原諸島を訪れる人々がその滞在や体験を通じ、同諸島の自然、歴史・文化、生活等について理解を深め、住民との交流が促進されるよう、引き続き友好市町村との交流に取り組むとともに、新たな交流プログラムの開発などの検討を行う。【村】 ○ 小笠原諸島の貴重な自然環境等の地域資源を生かし、海洋資源等の調査や貴重な動植物の研究の拠点として、国内外の研究者等との連携による調査及び研究を推進する。【村】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小笠原村観光局と連携し、教育旅行の新規校の誘致活動を実施。また、過去に教育旅行を実施していた学校に対しても再度、来島していただけるように誘致活動を実施【村】(R1～R3) ○ 八丈町による町民の小笠原親善訪問事業や南アルプス市との中学生親善交流事業等を通じて、友好市町村との交流を継続【村】(R1、R2～R4(中止)) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小笠原村観光局と連携し、教育旅行の誘致活動を実施して、交流人口の拡大に努めた。【村】 ○ 八丈町による町民の小笠原親善訪問事業や南アルプス市との中学生親善交流事業等を通じて、友好市町村との交流促進を図った。【村】 <p><教育旅行件数及び旅行者数></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>教育旅行件数</th> <th>旅行者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>13件</td> <td>510人</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>10件</td> <td>206人</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>3件</td> <td>70人</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>5件</td> <td>176人</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>20件</td> <td>410人</td> </tr> </tbody> </table>		教育旅行件数	旅行者数	H30	13件	510人	R1	10件	206人	R2	3件	70人	R3	5件	176人	R4	20件	410人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、教育旅行の誘致活動等を実施して、将来的な交流人口の拡大に努める。【村】
	教育旅行件数	旅行者数																				
H30	13件	510人																				
R1	10件	206人																				
R2	3件	70人																				
R3	5件	176人																				
R4	20件	410人																				
<p>15 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の確保及び育成に関する基本的な事項</p> <p>小笠原諸島については、引き続き基礎条件の改善を図るとともに、貴重な自然環境等の地域資源を生かした地域主体の振興開発による自立の発展を促進することとしているが、創意工夫を生かした地域主体の振興開発を図る上で、その担い手となる人材の確保及び育成が不可欠である。</p> <p>このため、外部との交流機会の増加等によって、個々の住民の意識の向上を図るとともに、小笠原諸島に対する愛着と島おこしにかかる熱意を持ち、島外住民や観光客の視点を持って同諸島の振興開発・島おこしに当たることができる人材の確保及び育成を図る。具体的には、自然環境の保全・再生と観光振興の両立を担う自然ガイドや特産品の開発等の産業振興に取り組む人材、外国人旅行者へのガイドを行う良質な人材等の確保・育成を</p>	<p><5年間の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小笠原諸島の地域資源等を生かした地域主体の振興開発を促進するため、小笠原村への愛着と島おこしにかかる意欲を持ち、創意工夫により率先して地域づくりを担う地元の人材の確保・育成を図る。【村】 ○ 島内の教育機関や研究機関等による研修や、地域産業を担っていくための実践的な研究や教育の推進を検討する。【村】 ○ パッションフルーツ等の基幹作物の高品質化及び生産力の向上を目指すとともに、新規作物の導入支援や実践に即した技術指導、情報提供等を行い、普及指導の更なる充実を目指す。また、新規営農者・援農者の受入態勢の充実・強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 亜熱帯農業センター及び営農研修所における取組【都】 ・基幹作物であるカンキツ類やマンゴーの接ぎ木講習会を開催 (R1～R4) ・パッションフルーツの品評会や立毛会等を開催し、生産者間の栽培技術の向上に努めた。試験研究で得られた成果について、島内生産者部会での報告や巡回指導等により情報提供。生産者部会等に参加し、栽培指導や収穫見込の算出、試験成果の普及等を実施。(R1～R4) ○ 南島及び母島石門において、自然の保護と利用の両立を図るため、東京都版エコツアーリズムとして、自然ガイドの養成、自然環境のモニタリング等を実施し、実態等を踏まえた利用とルールについて調整。また、村 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業分野において、本土からの専門家による講演会の実施や先進事例の視察等を通じて、人材の確保・育成に寄与している。【都】 ○ 島内の新規就農者などに対して、栽培技術水準の向上に寄与した。【都】 ○ 農業経営の強化・規模拡大を目指す農業者に対して、農業経営の安定等を図った。【村】 ・農業就業者数 H27: 87人 R2: 111人 (管内概要、国勢調査) ○ 南島と母島石門において、自然の保護と利用の両立を図った。【都・村】 ・認定ガイド数 (H30→R4) 南島 219人→201人 石門 36人→34人 (管内概要) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ コロナ禍で実施できなかった島内農業者を対象とした成果報告会や農業者セミナー等の開催を行っていく。【都】 ○ 引き続き、農業経営及び技術の研修・指導等を実施していく。(再掲)【都】 ○ 南島と石門において、引き続き、自然の保護と利用の両立を図っていく。【都】 																		

小笠原諸島振興開発基本方針 (令和元年6月18日国土交通省決定)	小笠原諸島振興開発計画 (令和元年度～令和5年度)	令和元～4年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
<p>推進する。</p> <p>また、研修活動の促進により新規就農を含めた農林水産業従事者の育成を図る。</p>	<p>を図る方策について検討する。【都・村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自然環境の保全・再生と観光振興の両立を目指すエコツーリズムの担い手である自然ガイドを養成するとともに、ガイドの更なる資質向上を図るなど、引き続き観光振興を支えていく人材の確保・育成を図る。【都・村】 	<p>の陸域ガイドの質の向上を図るため、登録ガイド制度を運用【都・村】(R1～R4) [振興開発補助金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業経営の強化・規模拡大を目指す農業者に対して中ノ平自立支援農業団地(露地ほ場、鉄骨ハウス)、蝙蝠谷農業団地(耐風強化型ハウス)を有償で提供【村】(R1～R4) ○ 農業者の農地の確保及び規模拡大の観点から、平成30年度より、蝙蝠谷農業団地の活用を硫黄島旧島民のほか一般農業者にも対象を広げ、就農を支援【都・村】(R1～R4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小笠原陸域ガイド登録者【村】 平成31年4月新規登録者：5名 更新講習受講者：6名 延べ登録者数：30名 令和4年4月新規登録者：1名 更新講習受講者：12名 延べ登録者数：25名 	
<p>16 小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的な事項</p>				
<p>振興開発施策の積極的かつ効率的な推進には、参加する関係者の連携及び協力が必要である。このため、振興開発に寄与する人材の確保及び育成に加え、振興開発を担う多様な関係者が連携及び協力できるよう引き続き環境整備等を行う。</p>	<p><5年間の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 振興開発の推進に当たっては、行政機関、住民、関係団体、NPO等の多様な主体が連携・協力し、それぞれの特性や役割を生かした地域の主体的な取組を引き続き推進する。【都・村】 ○ 振興開発に寄与する人材の育成を図るとともに、積極的な情報の発信や機会の提供を行うなど振興開発を担う多様な関係者が連携・協力できる環境の整備を行う。【都・村】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外来種対策事業等において村民や地元NPOとの協働による取組を実施【村】(R1～R4) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 村民や地元NPOとの協働による取組の推進に寄与【村】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、村民や地元NPOとの協働による取組を推進する【村】
<p>17 帰島を希望する旧島民の帰島の促進に関する基本的な事項</p>				
<p>帰島阻害要因等の把握に引き続き努めるとともに、旧島民の高齢化の進展を踏まえ、帰島を希望する旧島民の受入れに対応していくための環境整備を進める。</p> <p>また、硫黄島及び北硫黄島については、一般住民の定住は困難であることに鑑み、父島及び母島への集団移転事業に類する措置等を引き続き講ずる。</p>	<p><5年間の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢化した帰島を希望する旧島民の受入れに対応していくため、高齢者の状況に配慮しつつ環境整備を図るとともに、旧島民の帰島に際しての生活安定及び産業の振興に必要な資金を円滑に供給するため、特別の金融対策を引き続き実施する。【都・村】 ○ 硫黄島及び北硫黄島においては、一般住民の定住が困難であることから、父島及び母島への集団移転事業に類する措置を引き続き実施する。【都・村】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旧島民の帰島促進のため、「小笠原諸島生活再建資金貸付」による特別の金融対策の実施【都】(R1～R4) ○ 父島及び母島への集団移転事業に類する措置を引き続き実施【都・村】(R1～R4) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 帰島を希望する旧島民の帰島の促進に寄与【都・村】 <p><小笠原諸島在住の旧島民数> H30：380人 →R3：337人 (小笠原諸島振興開発事業の成果)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、旧島民の帰島促進のため、「小笠原諸島生活再建資金貸付」による特別の金融対策の実施【都】